Ⅱ　愛知県委託事業

1　クラスター発生時の看護師等派遣事業

1）　目的

県内の医療機関や福祉施設において新型コロナウイルス感染症の患者クラスターが発生し、通常の運営体制の維持が困難になった場合に本看護協会から看護師を派遣、または本協会の派遣調整の下、県内の医療機関から看護師を派遣する。

2）　対象

看護職

1）愛知県内医療機関の感染管理認定看護師・感染症看護専門看護師・看護師

2）愛知県看護協会の役員、看護職員：認定看護管理者・看護師

3）　期間

令和 3 年 7 月～令和 4 年 3 月 31 日

4）　事業内容

県内の医療機関や福祉施設より提出されたクラスター発生時の看護師等派遣依頼書は、管轄保健所へ提出後、県の感染症対策課で審議し、本看護協会に依頼されるシステムである。本協会は依頼書の内容を確認し、下記の活動に必要な看護師派遣調整を行った。

	派遣する看護師等	活動内容
第1陣 **（先遣活動）** 最大 1 週間程度	感染管理認定看護師 感染症看護専門看護師 認定看護管理者	**感染拡大防止対策** ・施設の感染防止対策の問題点の把握及び見直し ・不足する職員や新たに発生する看護業務等に必要な人員の算出 ・第 2 陣の活動を含めた勤務表の作成
第2陣 **（看護応援活動）** 2 週間程度	看護師・准看護師等	**通常体制への早期復帰支援** ・通常の運営体制を維持するための看護応援業務

（1）第 1 陣　先遣活動

令和 3 年 7 月から令和 4 年 3 月までの派遣については、派遣依頼件数（施設数）89 件、対応回数は 132 回であった。派遣看護師は、クラスター発生施設の近隣の医療機関に依頼し、感染管理認定看護師や感染症看護専門看護師の派遣調整を行った。また、クラスター発生施設への、訪問初日には本看護協会の役員または看護職員が派遣看護師に同行し、施設の現状や課題を把握すると共に、指導や相談に応じた。DMAT もクラスター施設への指導に入る事が多く、派遣看護師が DMAT と共に指導ができるよう日程調整を行ない、医師と共に陽性患者の状態把握や入院調整、職員への症状観察や急変時の対応方法等も指導した。

依頼件数に対し対応回数が多い理由は、派遣看護師が施設の状況を判断し、訪問指導や電話・メールでの相談対応など複数回に関わり支援を行ったためである。派遣看護師の支援内容は、ゾーニングについての説明、患者や入居者の日常生活援助の助言、勤務体制、勤務編成への助言、個人防護具の着脱指導等の感染管理や感染対策のみでなく、職員のメンタル対策や相談などにも対応し、クラスター発生施設の職員の安心感にもつながった。

また、第 6 波が拡大した令和 4 年 1 月から 2 月の 2 か月間で依頼件数が 68 件と過去最多の状況となった。各病院もコロナ陽性患者の受け入れにより病床が逼迫し、感染管理認定看護師の派遣依頼も困難をきたした。そのため、本協会の感染管理認定看護師に協会内およびナースセンター支所の看護職が感染管理のポイントである、ゾーニングの考え方、PPE の使用方法、食事、洗濯、清掃、消毒薬、自己衛生等を学び、本協会の看護職員がペアとなりクラスター施設の指導に対応した。このことにより、各病院の認定看護師の負担軽減と、タイムリーにクラスター施設への指導に入る事ができた。

第 1 陣（先遣活動）状況

依頼月	依頼件数	派遣数	支援回数（訪問指導・電話・メール相談）
令和 3 年 7 月	1 件	1 名	1 回
8 月	5 件	5 名	9 回
9 月	7 件	7 名	14 回
10 月	0 件	0 名	0 回
11 月	0 件	0 名	0 回
12 月	0 件	0 名	0 回
令和 4 年 1 月	23 件	23 名	37 回
2 月	45 件	45 名	56 回
3 月	8 件	8 名	15 回
合計	89 件	89 名	132 回

第 1 陣（先遣活動）協力施設　35施設（令和 3 年 7 月～令和 4 年 3 月 31 日）

1	愛知医科大学病院	2	愛知県医療療育総合センター中央病院
3	一宮市立木曽川市民病院	4	一宮市立市民病院
5	稲沢市民病院	6	医療法人愛生会 総合上飯田第一病院
7	医療法人宝美会 総合青山病院	8	介護老人保健施設ハビリス一ツ木
9	公立陶生病院	10	公立西知多総合病院
11	社会医療法人宏潤会 大同病院	12	聖霊病院
13	総合犬山中央病院	14	独立行政法人国立病院機構 東尾張病院
15	独立行政法人 国立病院機構豊橋医療センター	16	常滑市民病院
17	豊川市民病院	18	豊橋市民病院
19	名古屋市立大学医学部附属西部医療センター	20	名古屋市立大学医学部附属東部医療センター
21	名古屋市立大学病院	22	名古屋大学医学部附属病院

23	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院	24	日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院
25	半田市立半田病院	26	東名古屋病院
27	藤田医科大学病院	28	南医療生活協同組合 総合病院南生協病院
29	名城病院	30	AOI 名古屋病院
31	JA愛知厚生連 渥美病院	32	JA愛知厚生連 稲沢厚生病院
33	JA 愛知厚生連 海南病院	34	JA 愛知厚生連 江南厚生病院
35	JCHO 中京病院		

(2) 第 2 陣 看護応援活動

看護応援活動については 9 件の依頼があったが、派遣件数は 0 件であった。

その理由としては、ナースセンターより、e ナースセンターに登録している潜在看護師に、クラスター発生施設の看護応援の協力について情報を発信したが、感染拡大する中での手上げは厳しい状況であった事や、依頼施設より風評被害を心配し求人情報に施設名を出してほしくない等の希望があり求人に至らなかった。また、介護士がコロナ陽性や濃厚接触者となったため、その補充として看護師の応援を希望するというものもあり、この制度の活用ができない場合もあった。

看護応援活動依頼の有無に関わらず、本協会からの同行者は施設訪問時に看護職の勤務状況や業務状況を確認し、施設管理者や職員等と勤務調整や業務調整等について話し合いを行い業務が継続できるように支援した。

5) 資料

(1)新型コロナウイルス感染症の患者クラスター発生時の看護師等派遣スキーム

(2)クラスター発生時の看護師派遣のフロー(協会内)

クラスター発生時の看護師等派状況　（令和3年7月～令和4年3月）

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
1	病院	7月21日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	7月24日	訪問指導 ・管轄保健所にて情報共有 ・透析センター内の環境確認 　換気口の汚れやほこりの確認と清掃依頼 　PPEの使用については、誤認識あり指導 ・病棟ゾーニングの再確認➡見直し依頼 ・衛生材料の保管場所変更依頼 ・こまめな容器交換を依頼 ・2重ガウンの必要性の検討を依頼 ・清潔・不潔エリアを見直し、PPEの必要性の検討を依頼 ・衛生的な管理の必要性を説明	DMATの医師と共に指導
2	高齢者施設	8月14日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	8月17日	・管轄保健所にて情報共有 ・施設担当者との話し合い及び支援希望内容の確認 ・衛生材料の在庫不足 ・人手不足 ・療養環境の感染対策 ・PPEについて	DMATの医師と共に指導
3	病院	8月16日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	8月18日	現地訪問指導 ・情報共有 ・具体的対策の提案 　・病棟のゾーニング 　・今後の陽性者判明時の対応 　・患者の食事提供スペース 　・画像診察時の移動 　・環境清掃について 　・リネンの取り扱いについて 　・PPE使用について	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事が同行
					8月20日	感染対策に関するコンサルテーション ・ゾーニング ・入浴について	
					8月23日	感染対策に関するコンサルテーション ・ゾーニング ・学生受け入れについて	
4	高齢者施設	8月23日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	8月25日	・隔離徹底について指導 ・個人防護具の着脱方法、手指衛生の主義指導 ・施設内の換気とグリーンゾーン内での業務内容のアドバイス ・医療廃棄物の管理方法 ・職員の教育・指導伝達方法の確認・アドバイス ・施設側との情報共有を密に行い、迅速な対応をとる ・施設職員へのメンタルヘルスケアを実施	看護協会教育センター課長が同行
					8月26日	メールでの情報共有・質問の返答（看護師） 防護服着脱後の手洗いの手順について	
					8月27日	上記と同様	
					8月28日	施設からのメール対応・Q＆A作成 　・廃棄物の処理方法 　・スマホの消毒方法 ・消毒薬の詰め替えの目安について	
					8月31日	施設からの質問に対してのメール対応 ・食器類の変更について ・陽性者棟の玄関付近の扇風機の使用について	
5	高齢者施設	8月25日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	8月26日	・管轄保健所内にて情報共有 ・施設職員との話し合い ・過剰な感染対策について変更依頼 ・換気についての注意 ・療養環境についての注意説明、提案	

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
6	病院	8月30日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	9月1日	管轄保健所内にて事前打ち合わせ ・施設からの説明、質疑応答（感染者に共通する看護ケアの内容、ワクチン接種、妊婦の職員の対応、濃厚接触者への検査実施、健康観察の方法、手術室からの応援など） 終息傾向が認められるため病棟ラウンドは実施せず。	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
7	高齢者 施設	9月3日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	9月6日	訪問指導 ①施設職員との話し合い ②ゾーニングの見直し ③人材配置の提案 ④日常行動の確認	
					9月8日	メール対応　訪問以降新たな感染者なし	
8	病院	9月3日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	9月13日	メール対応　陽性者増加、職員配置について相談	
					9月7日	訪問指導 ①現状把握 ②感染対策提案 　・ゾーニングの方法の具体的な方法の提案	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					9月7日	電話で対応し、8日メール発信した。 濃厚接触者の増加に伴い病室の分類、実施する感染対策について返答、および参考文献の情報提供。	
					9月10日	電話対応 感染対策についての質問に回答する。	
9	高齢者 施設	9月6日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	9月9日	訪問指導 ①人員配置について ②ゾーニングについて ③個人防護具について	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
10	障がい者 施設	9月11日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	9月12日	訪問指導 ・施設職員との話し合い ・基本的な感染対策の導入 　建物内の清潔エリア設置を提案 　汚染エリア内の使用の仕方を確認 　廃棄物容器の検討 　清掃方法についての確認 ・職員への衛生指導 ・人材調整	
11	病院	9月13日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	9月15日	訪問指導 ・感染状況の確認 ・ハード面の確認 ・ゾーニングエリアの検討と指示 ・PPE着脱エリアの検討と指示 ・業務内容の確認と助言 ・着脱手順の確認 ・質疑応答	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事が同行
					9月16日	訪問指導 ・N95マスク着脱手順指導 ・ゾーニング再確認 ・PPF着脱手順確認 ・看護補助に標準予防策教育 ・患者移動の確認	
					9月17日	訪問指導 ・N95マスクフィットテスト ・相談業務	

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
12	病院	9月14日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	9月17日	訪問指導 ①情報収集 ②感染対策指導	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					9月21日	訪問指導 ①情報収集と質問に対する回答 ②感染対策指導 ③再指導：廃棄物管理の動線・リネン管理 ④新たな指導	
13	高齢者 施設	9月27日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	9月29日	訪問指導 ①情報収集 ②施設職員との話し合い ③ゾーニングの見直し ④標準予防の確認 ⑤職員管理	
14	高齢者 施設	令和4年 1月4日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	1月6日	訪問指導 ・管轄保健所内にて情報共有 ・施設職員との話し合い ・感染対策状況の確認 ・入所者の状況確認 ・感染対策指導	
					1月17日	電話指導 ・施設内感染状況の確認 ・隔離解除基準を満たした療養者につて ・食事場所について ・入浴について ・病室について ・オムツの処理について	
15	病院	1月11日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	1月12日	訪問指導 ・管轄保健所内にて情報共有 ・施設との話し合い、状況等の確認 ・感染対策状況の確認 ・感染対策指導	
16	高齢者 施設	1月13日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	1月14日	訪問指導 ・施設内の状況等の確認 ・感染対策状況の確認 ・感染対策指導	
17	高齢者 施設	1月18日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	1月19日	訪問指導 ・施設内構造と現状対策の確認 ・ゾーニングの確認 ・手指衛生の確認 ・PPEの確認 ・環境整備、食事提供方法の見直し ・洗濯、廃棄物処理方法の確認 ・ゾーニングの見直し	
					1月27日	電話相談 ・デイ、ショートステイサービスの再開めどについて ・同居家族に症状がある場合の判断について ・N95マスクの必要性について	

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
18	高齢者 施設	1月18日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	1月21日	訪問指導 ・陽性者の部屋割り ・勤務者の銅線確認、修正 ・ゾーニング（サラヤの「ゾーニングの手引き」を渡す） ・感染防止技術 ・配膳ワゴンの使い方、配茶方法	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事が同行
					1月22日	訪問相談 ・PPE着脱指導（介護職員対象） ・レッドゾーンの物品の取り扱い方法の確認 ・他フロアからの風評被害について ・質疑応答 ・リーダー看護師の精神的支援	
					1月26日	電話相談 ・感染状況の確認 ・介護職員のPPE着脱の確認 ・リーダー看護師へのねぎらい	
19	病院	1月21日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	1月24日	訪問指導 ・施設内構造と現状対策の確認 ・ゾーニングの確認 ・手指衛生の確認 ・PPEの確認 ・環境整備、食事提供方法の見直し ・発症者背景の確認	
20	高齢者 施設	1月22日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	1月23日	訪問指導 ・施設内構造と現状対策の確認 ・ゾーニングの確認 ・手指衛生の確認 ・PPEの確認 ・環境整備の確認 ・洗濯、廃棄物処理方法の確認 ・施設内のゾーニングの見直し 2/1電話にて経過確認	
21	高齢者 施設	1月21日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	1月24日	訪問指導 ・ゾーニング作成 ・職員の労働環境について ・施設からの質疑 　デーサービスの再開と隔離解除基準について ・感染防止対策 ・今後の活動	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					1月26日	メール相談 ・職員の制服の洗濯方法について ・職員の食事摂取場所について ・職員の帰宅後のシャワー浴等の必要性について ・今後の課題の提示	
					1月28日	メール相談 ・発熱者のゾーニング方法について ・感染陽性職員の業務内容の確認	
					2月17日	メール相談（1名の陽性者が出た） ・有症状者の隔離 ・他の入所者の対応 ・検査結果後の対応	
					2月18日	メール相談（入所者・職員すべて陰性） ・職員の健康管理 ・入所者の対応 ・環境整備	
22	高齢者 施設	1月22日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	1月25日	訪問指導 ・管轄保健所（津島）内にて情報共有 ・発生状況確認 ・感染対策状況の確認 ・ラウンド指導	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
23	高齢者 施設	1月24日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	1月26日	南保健センターにて情報共有 訪問指導 ・現状把握 入居者の接触の回避、陽性者と濃厚接触者の区分け 職員の交差の回避 ・現場確認 換気、エレベーターの使用方法、手指衛生の徹底、陽性者・濃厚接触者の感染対策、ゾーニング ・PPEの着脱方法を代表職員に指導	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
24	高齢者 施設	1月25日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	1月26日	訪問指導 ・現在の状況と対応の確認 ・清潔エリア設置の提案 ・手指消毒指導 ・PPE脱衣方法の指導 ・バイタルサイン記載や呼吸状態や酸素飽和度について ・清掃のポイントについて説明	
25	高齢者 施設	1月25日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	1月27日	訪問指導 ・現状の情報収集 ・職員の休憩室兼更衣室の状況確認と指導 ・施設内ゾーニングとグリーンゾーンの確保 ・廃棄物処理方法について ・個人防護具について	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事同行
26	高齢者 施設	1月25日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	1月28日	訪問指導 ・管轄昭和保健センター内にて情報共有 ・施設長より状況確認 ・施設内ラウンド及び指導 洗濯、廃棄物処理方法、ゾーニングの可視化、換気方法・空気清浄機の設置方法、マスク調達の依頼方法	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事同行
27	高齢者 施設	1月26日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	1月28日	訪問指導 ・患者及び職員の状況の確認 ・施設内の状況確認と指導 患者共有スペース（ホール）、陽性者エリア、ゾーニング 職員休憩室、詰所 ・防護具の不足について	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
28	高齢者 施設	1月26日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	1月29日	訪問指導 ・管轄保健センターにて情報共有 ・確認内容 ベッド配置：陽性者のコホーティング状況、居住者及び職員の健康状態と検査状況と職員の勤務状況及、休憩スペース ・指導内容 ゾーニング、個人防護具の使用方法等、健康チェック方法、環境清掃、手指衛生、廃棄物処理方法、感染防止策	DMATの医師と共に指導 看護協会会長が同行
29	児童自立支援施設	1月27日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	1月28日	訪問指導 ・発生状況の確認 ・現在までの対策状況の確認 ・ゾーニングの指導 ・感染者の居住空間の対策、濃厚接触者の居住空間の対策指導 ・対策解除の目安の確認 ・職員の感染対策指導（口頭）	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事同行

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
30	病院	1月27日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	1月30日	訪問指導 ・情報収集・意見交換 感染者の身体・精神症状について、転院患者・症状悪化患者について、陽性者・濃厚接触者の病棟について、感染対策、ケアについて ・クラスター発生病棟のラウンド（感染対策指導） 個人防護具の取り扱い、防護具の着脱場所、ゾーニング ・陽性者や濃厚接触者のいる病棟のラウンド ・施設側からの質疑応答 陽性者の対応について、職員の心のケアについて、濃厚接触者のスタッフの復帰について、ワクチン接種について	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					1月31日	電話かメール？指導 ・議事録の確認 ・環境整備時の薬剤とふき取り方法についての確認 ・感染対策指導 　個人防護具着脱時の手指衛生の注意点、鍵の洗浄、感染エリアのポータブルトイレについて	
					2月1日	電話かメール？指導 ・陽性者、濃厚接触者の増減とゾーニングの確認 ・職員の陽性者、濃厚接触者の増減 ・感染対策指導 患者エリア・ナースステーション、休憩室・更衣室の環境整備について	
					2月3日	メール指導 ・陽性者、濃厚接触者の増減とゾーニングの確認 ・ワクチン接種について	
					2月4日	・陽性者、濃厚接触者の増減とゾーニングの確認と検討 ・再訪問日の設定 ・質問に対する回答文の作成	
					2月6日	訪問指導 ・現在の患者の状況とベッド配置について確認 ・陽性者病棟のラウンド ゾーニング、ゾーン間での異動のタイミングや注意事項 ・濃厚接触者部屋の対応方法 ・患者の入浴や使用物品について ・濃厚接触者の就業制限について	
					2月7日	メール指導 ・陽性者、濃厚接触者の増減とゾーニングの確認と助言	
31	高齢者 施設	1月28日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	1月30日	訪問指導 ・感染者等の状況確認 ・感染対策実施状況の確認 ・レッドゾーンの見直しを提案 ・手指消毒やPPEの着脱手順の最周知を依頼 ・施設入り口からフロアまでの経路の見直し ・洗濯物、ごみの運搬の提案 ・他フロアで陽性者発生時のｿﾞｰﾆﾝｸﾞﾉ見直しを依	
32	高齢者 施設	1月28日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	1月30日	訪問指導 ・感染者等の状況確認 ・感染対策実施状況の確認 ・清潔ゾーンの明確化を提案 ・陰圧テント内ﾃﾞﾉPPE着衣の中止 ・廃棄物運搬ルートの確認 ・手指消毒手順実践指導 ・PPE脱衣手順実践指導 ・PPE交換のタイミング指導 ・清掃、消毒について説明	

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
33	高齢者 施設	1月29日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	1月31日	訪問指導 ・感染者等の状況確認 ・感染対策実施状況の確認 ・清潔ゾーンの明確化を提案 ・休憩室の確保を提案 ・1階は標準予防策への切り替えを提案 ・2階の対策には一部矛盾点もあるが、注意点を説明 ・手指消毒手順実践指導 ・PPE脱衣手順実践指導 ・洗濯物、ごみの排出時の注意点説明	
34	高齢者 施設	1月29日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月1日	訪問指導 ・管轄保健センター（南）内にて情報共有 ・ゾーニングとグリーンゾーンでのPPE装着について ・濃厚接触者のためのイエローゾーン設定とPPE装着について ・ステーション内をグリーンゾーンに設定 ・廃棄物処理方法について	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事同行
35	高齢者 施設	1月29日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月1日	訪問指導 ・管轄保健センター（南）内にて情報共有 ・施設内の状況（利用者・ゾーニング・PPEなど）確認 ・ゾーニングとグリーンゾーンでのPPE装着について ・イエローゾーン設定とPPE着脱について ・ステーション内をグリーンゾーンに設定 ・休憩時の人数削減と木職の励行 ・動線を清潔、不潔ルートに仕分けを提案	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事同行
36	高齢者 施設	1月30日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月2日	訪問指導 ・居室の扉への感染対策の表示 ・清潔な場所と危険な場所の区分け ・個人防具の着脱についての注意点 ・守っていただきたいルール	DMATの医師と共に指導 看護協会専務理事同行
37	高齢者 施設	2月1日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月2日	訪問指導 ・施設内巡視　状況把握と解決策のピックアップ	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事同行
					2月2日	訪問指導 ・ゾーニング 　グリーンゾーンの確保 ・感染防止技術の指導 　手指衛生とタイミング、個人防護具の装脱着と設置場所・管理方法、環境整備等	
					2月3日	訪問指導 ・ゾーニングの確認 　食事の配下膳時ゾーン確認、ごみやお盆の取り扱いについて、ごみ置き場の確認 ・メンタルヘルスサポートの紹介 ・N95マスクの勧め	
					2月4日	電話指導 ・N95マスクの使用方法と管理方法 ・本日職員PCR実施　その結果によっては再指導の要請あり ・陽性者が隔離期間を終えて解除になった時の対応確認	
					2月7日	電話指導 ・スクリーニングのPCRの結果 ・隔離解除後の感染対策について 　ゾーニングの拡大縮小など ・8Fフロアの感染対策の確認 ・他の階の状況確認 ・PPEの在庫確認 ・洗濯会社との契約内容	

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
38	高齢者 施設	2月2日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月3日	訪問指導 ①ゾーニングの提案 ②感染対策実践状況 ③重症患者確認	DMATの医師と共に 指導 看護協会看護職員 同行
					2月10日	訪問指導 ①ゾーニングの提案 ②感染対策実践状況 ③陽性者健康状態観察 ④重症患者確認	
39	高齢者 施設	2月3日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	2月4日	訪問指導 ・入居者と職員の感染状況の確認 ・施設内感染対策の確認 ・レッドゾーン運用確認と見直し ・マスク性能による洗濯を説明 ・手指消毒手順、防護具着脱手順の最周知依頼 ・ごみの排出方法への助言 ・精神的負荷の軽減対策	
40	病院	2月3日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月7日	先遣派遣時に確認されなかった他病棟での陽性者発生に伴い訪問指導 2病棟をラウンド ・廃棄物処理、N95 マスク、歯ブラシの取り扱いなどを説明 ・PPE着脱指導 ・メディア等の対応について説明	
41	高齢者 施設	2月3日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月6日	訪問指導 ・管轄津島保健所内にて情報共有 ・入居者と職員の感染状況の確認 ・感染対策実施状況の確認 ・ゾーニングの提案 ・ゾーニングの可視化 ・勤務体制の工夫の提案 ・PPE着脱手順の確認、実践指導 ・脱衣スペースの作成 ・清掃方法の指導 ・物資調達の依頼	DMATの医師と共に 指導 看護協会常務理事 同行
42	高齢者 施設	2月4日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月6日	訪問指導 ・入居者と職員の感染状況の確認 ・ゾーニングの調整 ・PPE使用の再確認と再指導の依頼 ・定期的な換気の依頼 ・清掃方法の指導 ・物資調達の依頼	
43	高齢者 施設	2月4日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月7日	訪問指導 ・現状把握 ・ゾーニング ・PPE装着状況 ・感染対策実践状況確認 ・今後の対応	DMATの医師と共に 指導 看護協会常務理事 同行
44	高齢者 施設	2月4日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月8日	訪問指導 ・管轄緑保健センター内にて情報共有 ・施設内ラウンド ・ゾーニングの提案 ・ゾーニングの可視化 ・職員の休憩室の確保 ・廃棄物運搬ルートの指示 ・食事介助時の配置のの指示 ・PPE着脱場所の設定 ・脱衣スペースの作成 ・清掃方法の指導 ・物資調達の依頼	DMATの医師と共に 指導 看護協会看護職員 同行
					2月8日	電話相談 ・翌日の入居者（濃厚接触者扱い）の受診について	
					2月13日	メール相談 ・入浴介助の再開について ・職員の服飾について	

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
45	病院	2月4日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月9日	訪問指導 1. 感染管理指導 ・ファシリティマネジメント 　手指消毒剤の設置箇所、職員更衣室への注意喚起事項提案、エレベーターの清潔、不潔の分類、運用方法、医療廃棄物（PPE廃棄）の密閉廃棄 ・ゾーニング 　室内完結あるいは廊下のゾーニング変更の提案 　濃厚接触者と陽性者ゾーンのわかりやすい動線の提案 2.勤務管理・業務改善 　・応援スタッフの検討	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
46	高齢者 施設	2月7日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月9日	知多保健所にて情報共有 訪問指導 ・施設管理者より現状報告 病床ラウンド ・共有スペース、居室、感染対策用具の確認 ・ゾーニング、手指衛生、防護具の着脱、検査について指導	DMATの医師と共に指導 看護協会専務理事同行
					2月10日	訪問指導 ・対策のまとめ、防護具着脱ポスター作製 ・前日の検査結果の確認 ・前日に指摘した感染対策のまとめを指導 ・防護具着脱指導 ・手指消毒剤の個人携帯用ポシェットの提供	
47	病院	2月7日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月9日	訪問指導 1. ゾーニングの検討 2. 個人防護具の正しい選択と使用方法の提案 3. 手指衛生ができる環境の検討 4. スタッフの新進ケアの提案	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事同行
48	高齢者 施設	2月1日・8日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	2月14日	訪問指導 ・入居者と職員の感染状況の確認 □現状確認 ・ゾーニングの見直し ・PPEの着脱手順、タイミングについて ・手指衛生遵守の推奨と実践指導 ・職員休憩室の見直し ・廃棄物等の搬出方法 ・洗濯場内の見直し	
					2月24日	電話支援 デイルームでのゾーニングの見直しについて	
49	高齢者 施設	2月8日	①先遣活動	感染看護 専門看護師 感染管理 認定看護師	2月10日	訪問指導 ・管轄昭和保健センター内にて状況把握 ・施設職員からの状況説明と支援者からの確認 ・施設職員からN95マスクについての質問と回答 ・施設内ラウンドと指導 　ビニールカーテンの撤去、PPEの装着方法、動線とグリーンエリア	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
50	高齢者 施設	2月8日	①先遣活動	感染症看護 専門看護師	2月10日		DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
51	高齢者 施設	2月9日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月11日	訪問指導 ①ゾーニング。 ②不要な対策の中止を指導 ③洗濯物の取り扱い ④陽性者の個人防護具着脱 電話対応 ・N95マスクのビデオ学習について	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					2月14日	メール対応 ・各個人防護具の着脱方法の資料作成 ・感染対策や説明文の資料作成	

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
52	高齢者 施設	2月9日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月12日	訪問指導 ・現況の確認 ・「高齢者福祉施設における感染予防・管理のための活用ツール」に沿ったチェック ・防護具の着脱指導 ・施設内のゾーニング ・感染対策の注意点 環境整備、排泄介助、食事介助、洗濯など ・質疑応答	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
53	高齢者 施設	2月10日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月12日	訪問指導 1.施設内ゾーニング作成 グリーンゾーンの作成、陽性者と濃厚接触者の分離、前入居者の検査、個人防護具の着脱訓練、入居者の清潔ケアの検討 2.施設内環境整備 職員、患者に分けて対応策 3.感染防止策 手指消毒、個人防護具の装着方法、マスク・N95マスクの装着方法と場面、職員の健康状態の管理 4.今後の活動 個人防護具の装着方法、患者・職員の健康状態確認	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					2月16日	電話指導 1.感染対策 陽性者、陰性者、発熱・呼吸器症状のある入居者 2.配膳・食事介助 3.入浴介助 ＊全職員の健康管理指導、手洗いマスク着用の継続を指導	
					2月21日	電話指導 1.感染対策の継続と解除 2.発熱・呼吸器症状をのある入居者の対応 3..配膳・食事介助の対応 4.入浴介助の対応 ＊全職員の健康管理指導、手洗いマスク着用の継続を指導	
54	高齢者 施設	2月10日	①先遣活動	感染症看護 専門看護師 感染管理 認定看護師	2月15日	名東保健センターにて打ち合わせ 訪問指導 ・経過の説明と確認 ・職員食堂、更衣室の感染対策確認 ・1階機能訓練室の感染対策確認 ・4階病棟の感染対策確認 ・5階、3階病棟の感染対策確認 ・手指消毒薬の使用について、手袋の使用方法について、環境清掃についてを中心にアドバイス	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
55	高齢者 施設	2月13日	①先遣活動	感染症看護 専門看護師 感染管理 認定看護師	2月17日	訪問指導 ・感染対策の実際の確認と助言 ・ゾーニング、動線の確認と助言 ・感染症発生状況、ケア状況等の確認と助言	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					2月18日	メール・電話にて指導 ・訪問後の改善策の検討案作成しメールにて送付 ・電話にて廃棄物の処理方法について質疑応答	
					2月24日	電話指導 1.隔離解除時期、検査の必要性について 2.新規陽性者発生のための隔離機関、対策継続について	
56	高齢者 施設	2月14日	①先遣活動	感染症看護 専門看護師 感染管理 認定看護師	2月16日	訪問指導 ①情報収集 ②施設内ラウンド ③ゾーニング ④隔離方法 ⑤PPE着脱方法 ⑥給食の配膳動線確認	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
57	高齢者 施設	2月14日	①先遣活動	感染管理 認定看護師		訪問指導 ①南保健センターにて施設のクラスター概要の説明。 ②現状確認 ③厨房の現状と食事の提供方法 ④ゾーニング ⑤PPE着用しラウンド ⑥PPE着脱と手指衛生手順の指導（演習）。	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事同行
58	高齢者 施設	2月14日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月18日	訪問指導 ①知多保健所職員より状況説明を受ける。 ②状況説明を受ける。 ③バード棟1階（イエローゾーン）を視察 ④バード棟1階（レッドゾーン）を視察、 ⑤陽性者のエリアを確認 ⑥廃棄物の保管方法 ⑦運搬ルートの確認 ⑧PPE着脱方法、場所の確認 ⑨食堂での食事方法や食事介助時のPPEについて	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					2月22日	電話対応 ・訪問後の状況確認	
59	障がい者 施設	2月15日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	2月17日	訪問指導 ①入居者と職員の感染状況の確認 ②施設内感染対策実施状況の確認 ③スタッフに対してのメンタルサポート窓口と資料の提供 ④消毒薬についての説明	
					2月24日	電話指導 ・新規感染者の対応と感染対策	
60	高齢者 施設	2月14日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	2月17日	訪問指導 ①入居者と職員の感染状況の確認 ②施設内感染対策実施状況の確認 ③スタッフに対してのメンタルサポート窓口と資料の提供 ④消毒薬についての説明	
					2月24日	電話にて現状確認 ・相談案件なし	
61	高齢者 施設	2月15日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月18日	豊川保健所にて情報共有 訪問指導 1.施設職員より聞き取り 2.施設内ラウンド 3.DMAT等と共に今後の対策検討 　ゾーニング、個人防護具、デイサービスの開始、汚染物の取り扱い 4.施設職員へ対策提案 　ゾーニング、個人防護具の種類と着脱場所、デイサービスの開始時の対策、汚染物。廃棄物の動線	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
62	高齢者 施設	2月15日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月18日	訪問指導 ①ゾーニング ②PPE着脱訓練 ③感染対策実践状況の確認 ④陽性者の健康状態の観察（重症患者の確認）	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					2月28日	電話対応 ・訪問後の状況確認	
63	高齢者 施設	2月16日	①先遣活動	本協会 認定看護管理者 訪問看護認定看護師	2月20日	津島保健所にて情報共有 訪問指導 1.情報収集・共有 ・経過、入所者の状態 2.確認事項 　2施設間での職員交流、入浴、食事提供方法、医療的ケアの必要者の有無、ごみ処理 3.質疑 　感染対策期間、有症者の検査、洗濯について 4.施設内ラウンド 　換気、ゾーニング、動線、PPE着脱スペースについて 5.情報共有 　職員のメンタルケアについて	DMATの医師と共に指導

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
64	病院	2月17日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月19日	1.豊川保健所にて状況確認 訪問指導 2.施設職員からの状況確認 3.施設内ラウンド 4.施設職員へ改善策の提案 ゾーニング・陰性者の個人防護具の取り扱い・感染廃棄物等の動線・職員のメンタルフォロー 5.提案された改善策の再確認・共通認識	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
65	高齢者 施設	2月17日	①先遣活動	本協会認定 看護管理者	2月20日	訪問指導 ・発生状況の確認 ・施設要望の聞き取り 1.全館ラウンド 2.レッドゾーンの感染管理の確認とアドバイス 3.レッドゾーン職員の疲弊についてのアドバイス 4..レッドゾーン満床時の対応 5.医療依存度の高い利用者の入院調整 ・ゾーン分け・隔離徹底について指導 ・個人防護具の着脱方法、手指衛生の手技指導 ・換気とレッドゾーン内での業務内容のアドバイス ・職員への教育・指導伝達方法の確認・アドバイス ・施設職員へのメンタルヘルスケア	DMATの医師と共に指導
66	高齢者 施設	2月17日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	2月21日	1.ゾーニング見直し（清潔エリア） 2.PPE使用方法 3.共有物品の取り扱いの見直し 4.廃棄物や選択物の取り扱い 5.手指衛生指導 6.換気の検討 7.環境管理方法 ・次亜塩素酸希釈液から通常清掃アルコール消毒可説明	
67	高齢者 施設	2月18日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月22日	1.半田保健所にて状況確認と打ち合わせ 訪問指導 2.施設職員からの情報収集 ・入居者と職員の感染状況・状態等の確認 ・ゾーニング 3.施設内ラウンド 4.施設職員へフィードバック ①ゾーニング②家族への説明依頼③廃棄物・リネンの保管動線④物品の配置と清掃用クロスの導入⑤個人防護具について 5.半田保健所に報告	
68	障がい者 施設	2月19日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	2月22日	訪問指導 ①情報収集、事前打ち合わせ、現状把握 ②ゾーニング ③手指消毒 ④環境消毒 ⑤個人防護具の着脱について ⑥職員の健康管理方法と精神的ケアの情報提供	
69	高齢者 施設	2月19日	①先遣活動	感染管理 認定看護師	2月22日	訪問指導 情報共有と目標設定 1.ゾーニングと動線確認 2.個人防護具使用状況の確認 3.感染対策の提案 1）個人防護具の着脱タイミング 2）ゾーニングの見直し 3）質疑応答 ・陽性者の食事介助 ・陽性者の療養解除のタイミング ・個人防護具着脱手順	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					2月28日	電話による状況・要望の確認 ①派遣から6日経過派遣後相談等の連絡なし ②新規陽性者の報告なし ③デイサービスセンター管理者河合貴美子様とお話した ・感染症対策は完璧ではないが工夫して実施している ・ほとんどの入所者が療養解除され2名症状あり ・ゾーニングの縮小や感染対策について困りごとはない ・再訪問の必要ないとの回答 ・今後感染対策について困り事があれば連絡するよう伝えた	

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
70	高齢者 施設	2月21日	①先遣活動	感染管理認定看護師	2月24日	訪問指導 ①施設の設備確認 ②施設内職員および入所者の感染者確認 ③入所者の陽性および有熱者の隔離状況の確認 ④入所者の陽性および有熱者に対する感染対策の確認 ⑤陰性および無症状者に対する感染対策の確認 ⑥ゾーニング変更の提案 ⑦PPEの着脱方法の説明 ⑧下膳車の消毒、食器洗浄、消毒の確認	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
71	高齢者 施設	2月21日	①先遣活動	感染管理認定看護師	2月24日	訪問指導 ①各階ごとの感染対策の導入 ②生活援助時の感染対策指導 ③職員や入所者の発生状況の確認 ④COVID-19濃厚接触者、行動制限できない陽性者に対する感染対策について ⑤職員の感染対策・指導 ⑥クラスター派遣対応、検討事項のまとめを作成送付	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					2月25日	電話対応 ・掲示用のポスター作成、送付、電話説明	
					2月28日	電話対応 ・職員用向け日常生活援助時の感染対応など資料作成、送付、電話説明	
					3月2日	電話対応 ・訪問後の状況確認	
72	高齢者 施設	2月21日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	2月26日	訪問指導 ①情報共有 ②現状確認 ③ゾーニング見直し ④PPEの使用 ⑤共有物品の取り扱いの見直し ⑥廃棄物や洗濯物の取り扱い ⑦手指衛生指導 ⑧環境管理方法	
					3月7日	電話対応 ・訪問後の状況確認	
73	高齢者 施設	2月22日	①先遣活動	感染管理認定看護師	2月25日	訪問指導 1.現状の感染対策などの情報収集 2.3・4階（陽性者発生）のラウンド ①個人防護具共有の廃止 ②食事摂取時の座席配置の指導 ③入居者のマスク着用の推奨 ④個人防護具の脱衣スペースの確保 ⑤バイタル測定の徹底 ⑥個人防護具の脱衣方法の実践指導	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
74	高齢者 施設	2月22日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	2月22日	電話支援 ・入居者と職員の感染状況の確認 ・施設内構造と実施された対策の確認 ・現状と感染対策の確認 ・実施した対策と今後の対策への不安への対応	
75	高齢者 施設	2月23日	①先遣活動	感染管理認定看護師	2月26日	訪問指導 ①衣浦東部保健所にて情報共有 ②プラザ昭和 ・施設長より現在までの発生状況聴取 ・看護師より感染対策について聴取 ・ゾーニング ・個人防護具 ・食事について ・入浴などについて ・愛知県高齢福祉課の連絡先を提供 ③星の里 ・出退勤時の星の里への動線を確認 ・個人防護具の着脱、場所、手指衛星場所確認 ④プラザ昭和質疑応答 ・妊娠中の職員の従事、在宅酸素の設置、ｼｮｰﾄｽﾃｲの受け入れ、面会方法について	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
76	高齢者 施設	2月24日	①先遣活動	感染管理認定看護師	2月27日	訪問指導 ①情報共有、現状確認 ②概要確認 ③感染対策の検討及び具体的対策の提案 ④施設内のゾーニング ⑤PPE着用場所、脱衣場所の提案 ⑥陽性者対応について ⑦患者の食事提供スペース（アクリルボード等の利用を提案） ⑧施設内外デイサービスの再開時期 ⑨共有スペースの解除後の環境清掃 ⑩リネンの取り扱い ⑪洗濯室の洗濯機使用について ⑫PPE使用について ⑬廃棄物の管理	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
					2月28日	電話対応 ①施設内発生状況の確認 ②稲沢市民病院受診入院予定の入所者の対応について	
77	高齢者 施設	2月24日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	2月28日	訪問指導 ①現状確認 ②ゾーニング見直し ③PPE着脱指導 ④廃棄物や洗濯物の取り扱い ⑤手指衛生指導 ⑥環境管理方法 （電話確認） ・新たな陽性者は確認されず収束に向かっている状況　・相談案件なし	
					3月7日	電話対応 ・訪問後の現状確認 ・相談案件なし	
78	高齢者 施設	2月24日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	3月4日	訪問指導 ①現状確認 ②ゾーニング見直し ③PPEの着脱指導 ④共通物品の運用方法の説明 ⑤廃棄物や洗濯物の取り扱い ⑥手指衛生指導 ⑦環境管理方法 ⑧感染拡大に対する不安指導	
79	高齢者 施設	2月23日	①先遣活動	本協会 認定看護管理者	2月28日	訪問指導 ①現状確認 ②ゾーニング見直し ③EV前ビニールカーテンを外すことを提案 ④職員出退勤時同線確認 ⑤.PPE指導	DMATの医師と共に指導
80	障がい者 施設	2月24日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	2月27日	訪問指導 ①ゾーニング見直し ②PPEの着脱指導 ③廃棄物や洗濯物の取り扱い ④手指衛生指導 ⑤環境管理方法 ⑥収束目安	
					3月7日	電話対応 ・訪問後の現状確認 ・ゾーニングについてさらに検討を加え改善したとのこと ・コスト負担減については今後の購入物品を再検討する	
81	高齢者 施設	2月27日	①先遣活動	感染管理認定看護師	3月1日	訪問指導 ①現状把握 ②情報確認 ③ゾーニング ④PPE着脱方法 ⑤物品の配置 ⑥洗濯物の取り扱い ⑦食事の配膳、運搬方法	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
82	高齢者 施設	3月2日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	3月6日	訪問指導 ①ゾーニングの説明 ②PPE着脱の説明と実践 ③歯ブラシ等マウスケア物品処理場所の変更を提案 ④フェイスガードの処理方法と確認について提案 ⑤手指衛生手順、使用のタイミング説明 ⑥下膳時の食器の取り扱いの注意点 ⑦厨房職員への注意喚起を依頼 ⑧ゴミ運搬と処理方法について説明 ⑨次亜塩素酸ナトリウム希釈液の保管方法と使用期限について説明 ⑩EVの清潔不潔については再検討いただく 施設からの質問 ①入浴の再開時期の目安について ②認知症の高齢者の俳諧について ③陽性者の隔離解除について	
					3月10日	電話対応 ①豊川保健所より電話あり ・2階フロアの収束についての確認と相談	
					3月14日	電話対応 ・訪問後の現状確認 ・相談案件なし	
83	障がい者 施設	3月2日	①先遣活動	本協会 認定看護管理者	3月6日	訪問指導 ①現状確認 ②ゾーニング見直し ③PPE着脱指導 ④エレベーター使用方法について ⑤質疑応答 ・人員不足に対する不安あり指導	DMATの医師と共に指導
					3月14日	電話対応 ・訪問後の現状確認 ・相談案件なし	
84	高齢者 施設	3月4日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	3月8日	訪問指導 ①保健所内での情報共有 ②感染対策の現状と確認 ・同施設の状況を責任者と現場責任者（Nrs）から聴取 ③ゾーニング ④PPEの見直し ⑤手指衛生の推奨 ⑥環境の見直し ⑦別施設について 電話対応 ・専門家相談窓口を勧めた（厚労省サポートガイド相談窓口）	
85	高齢者 施設	3月15日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	3月17日	訪問指導 ①施設職員との話し合い ②感染対策の現状 ③ゾーニング見直し ④PPEについて ⑤手指衛星の推奨 ⑥環境の見直し ⑦デイサービスの再開	
					3月18日	電話対応 ・訪問指導時説明したゾーニング再調整確認 ・相談案件なし	
					3月23日	メール対応 ・各個人防護具の着脱方法の資料作成 ・感染対策や説明文の資料作成	
					3月24日	電話対応 ・新規感染者確認 ・相談案件なし	

	依頼施設	依頼日	依頼内容	派遣看護師	派遣日	指導内容・支援内容	備考
86	高齢者 施設	3月16日	①先遣活動	感染管理認定看護師	3月19日	訪問指導 ①施設管理者との話し合い ②感染対策の現状 ③ゾーニング見直し ④PPEについて ⑤手指衛星の重要性とポイント ⑥廃棄物の運搬の導線・保管	DMATの医師と共に指導 看護協会常務理事同行
87	高齢者 施設	3月17日	①先遣活動	認定看護管理者	3月19日	訪問指導 ①施設の状況把握 ②感染対策改善策検討 ③ゾーニング ④PPE実技指導 ⑤手指衛実技指導 ⑥廃棄物の運搬導線確保	DMATの医師と共に指導 看護協会看護職員同行
88	高齢者 施設	3月17日	①先遣活動	本協会 感染管理 認定看護師	3月20日	訪問指導 ①保健所内での情報共有 ②感染対策の現状と確認 ③ゾーニング ④PPE ⑤手指衛生の推奨 ⑥環境の見直し	
					3月28日	電話対応 ・訪問後の現状確認	
89	高齢者 施設	3月26日	①先遣活動	本看護協会 感染管理 認定看護師	3月29日	訪問指導 ①ゾーニング見直し ②PPEの着脱 ③手指衛生の推奨 ④ケアについて ⑤環境の清潔保持 ⑥洗濯物の取り扱い ⑦食器の取り扱い ⑧職員エリアの環境調整	

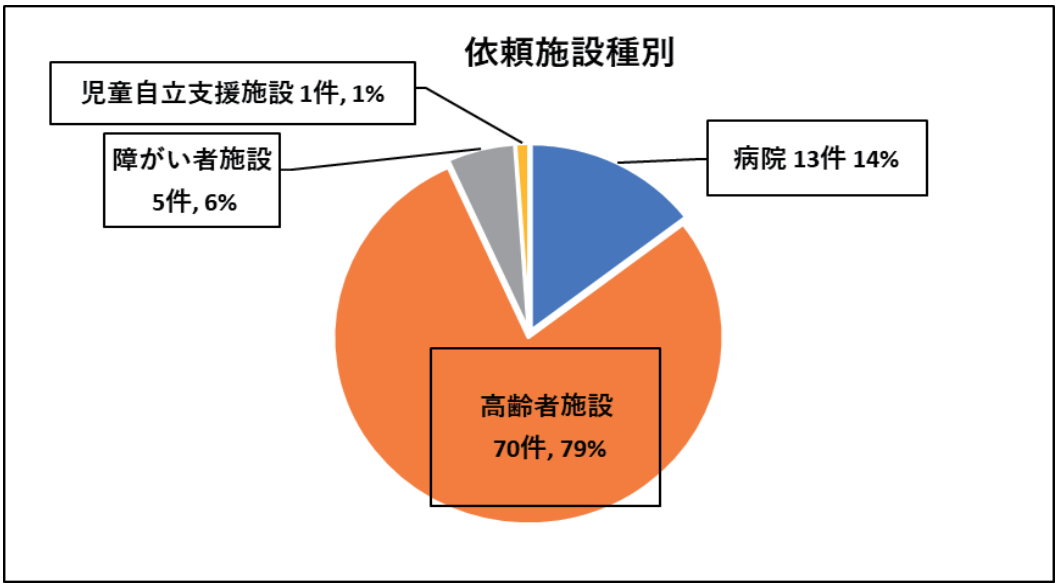

資料Ⅱ－1－（1）

新型コロナウイルス感染症の患者クラスター発生時の看護師等派遣スキーム

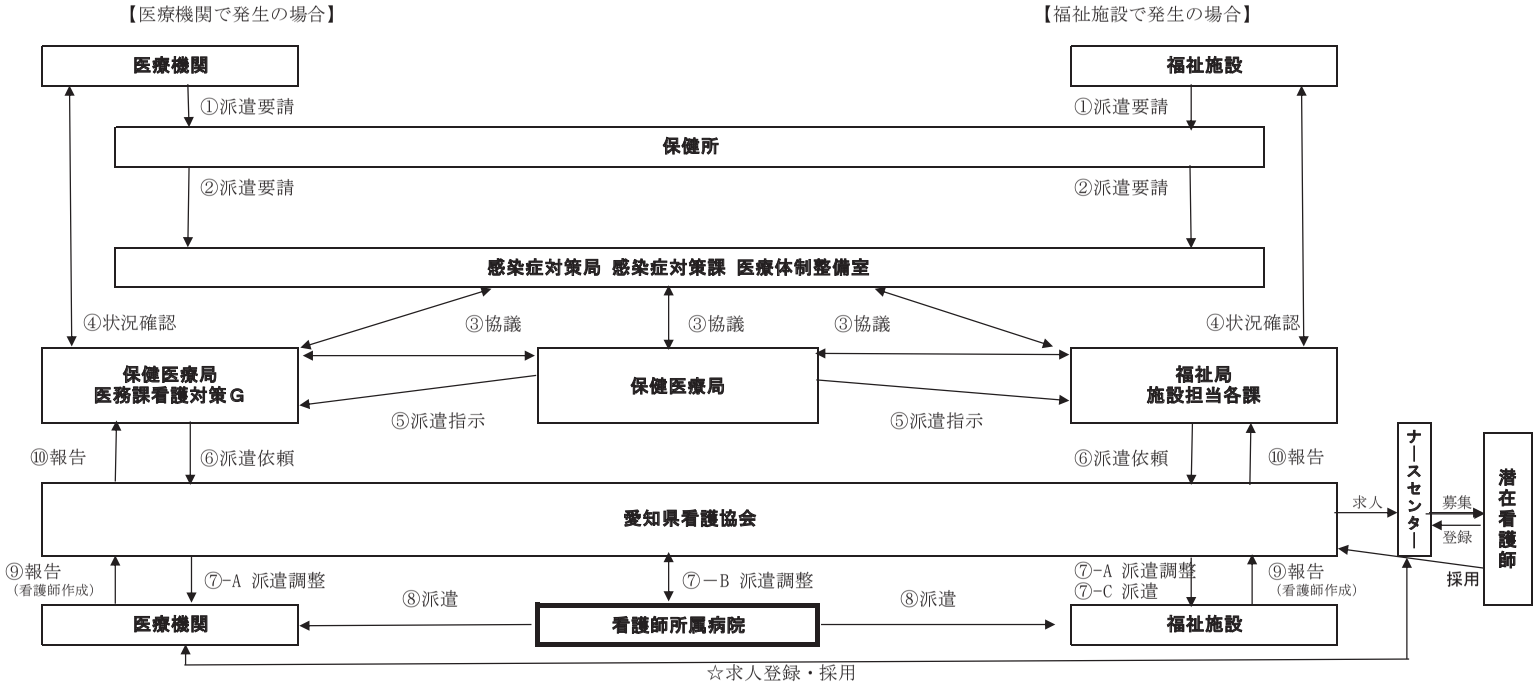

○県より派遣依頼があった場合、愛知県看護協会より医療機関・福祉施設へ出向き状況確認及び派遣調整に必要な情報収集を行う。（⑦-A）

【第１陣（先遣活動）】

・認定看護師等の派遣となるため、クラスターが発生した地域を勘案し、認定看護師等が所属する病院に、派遣についての調整を行う。（⑦－B）

・その際、当該病院に所属する認定看護師の人数や当該病院で受け入れている感染症患者等も勘案し、当該病院の通常業務に支障が生じない範囲で協力を依頼する。

・認定看護師等が所属する病院より、感染管理認定看護師、感染症専門看護師を選任してもらい、派遣する。（⑧）

【第２陣（看護応援活動）】

・看護師等の派遣となるため、依頼を受けた後、愛知県看護協会にて潜在看護師を臨時雇用し、派遣する。（⑦-C）

・ただし、医療機関にてクラスター発生の場合は、派遣法上、医療機関への派遣ができないため、ナースセンターへの求人登録を説明する。（☆）

・また、潜在看護師の応募がない場合や、医療機関への求人応募がない場合は、病院に所属する看護師の派遣協力を依頼する場合もある。

＜認定看護師の派遣依頼の順番＞

1. 感染連携1. 2施設の親病院へ依頼
2. 上記が困難な場合は、地区支部内の病院より依頼
3. 上記が困難な場合は、県内の認定看護師の多い病院へ依頼する

クラスター発生時の看護師派遣のフロー（協会内）

クラスター発生時の看護職派遣スキーム（県作成）参照
保健医療局医務課看護対策Ｇ又は福祉局施設担当各課

県担当者より電話連絡および派遣依頼書のメール添付
クラスター発生時の看護師等派遣依頼書（情報確認シート）

クラスター発生施設への派遣看護師調整

1．先遣活動（第１陣）

看護師派遣依頼・調整
①看護部長に連絡・依頼（電話）
・感染対策１・２連携病院の親病院
・不可の場合、発生施設の地区支部内の病院
・不可の場合、県内の病院　の順で依頼
②派遣可能施設及び派遣看護師へ依頼
（所属長・本人へ公文書）
③**様式１「看護活動業務報告書」送付**

認定看護師等所属病院

派遣【看護協会看護師同行】

クラスター発生施設（医療機関・福祉施設）

1．先遣活動（第１陣）
＜派遣看護師＞感染管理認定看護師・感染症看護専門看護師・認定看護管理者
＜派遣人数＞看護師１名～
＜派遣期間＞１週間（オンライン指導を含む）
＜業務内容＞感染管理・感染看護・勤務表指導等、報告書記載

2．看護応援活動（第２陣）

①潜在看護師募集
②医療機関へ協力依頼

ナースセンター
医療機関

求人
協力者の連絡

愛知県看護協会

潜在看護師雇用
派遣
派遣

クラスター発生施設（医療機関・福祉施設）

2．看護応援活動（第２陣）
＜派遣看護師＞潜在看護師（非常勤職員）
＜派遣人数＞看護師１名～
＜派遣期間＞２週間
＜業務内容＞看護通常業務、報告書記載

実施報告：**様式１「看護師活動業務報告書」提出（訪問日毎）**

愛知県看護協会

終了時報告：**様式１「看護師活動業務報告書」提出**
様式２「クラスター派遣活動報告書」提出
様式３「費用明細書」提出

愛知県　保健医療局医務課看護対策Ｇ又は福祉局施設担当各課

2 新型コロナ感染防止対策相談窓口事業

1） 目的

児童福祉施設等における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、感染防止対策に関する相談窓口を設置するとともに、施設職員や子ども等のサービス利用者が濃厚接触者又は、新型コロナウイルス感染症を発症した場合には関係機関（保健所、医療機関等）への速やかな連絡体制により迅速な初期対応に繋げ、感染拡大を防止することで児童福祉施設等の安定的な運営を図ることを目的とする。

2） 対象

愛知県内に所在する児童福祉施設等 約 18,000 カ所

（保育所等 3,565 カ所、放課後児童クラブ等 5,114 カ所、児童養護施設等 116 カ所、障害福祉サービス施設 9,200 カ所）

3） 期間 令和 3 年 6 月～令和4年3月 31 日 （令和2年8月5日開設）

4） 相談受付時間 午前9時から午後5時まで

5） 事業内容

（1）事業の周知

令和3年3月にポスターを作成し、対象事業所に送信、愛知県及び看護協会ホームページに掲載した。

令和3年 12 月、対象施設に対して、県所管課から本事業の活用を案内するよう依頼した

（2）相談対応

愛知県内に所在する児童福祉施設等から新型コロナウイルス感染防止対策に関する電話相談及び来所相談を受け、施設での感染防止について助言・指導を行う。

①電話相談

②来所相談

③訪問相談

（3）記録・報告

6）その他

本事業は令和 4 年3月 31 日をもって終了となったが、周知した電話番号を残し、当協会事業として対応を継続することとした。

6） 資料

（1）福祉施設に対する事業フロー図

（2）新型コロナウイルス感染防止対策相談窓口事業 対象施設

（3）新型コロナウイルスに関するQ＆A

電話相談件数月別推移

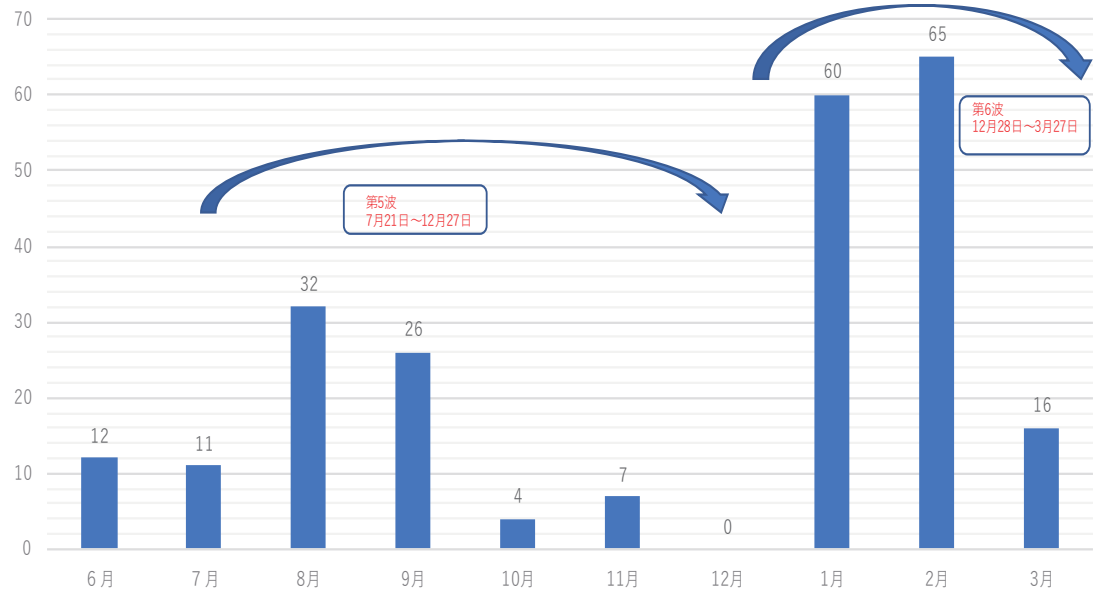

電話相談件数と相談内容

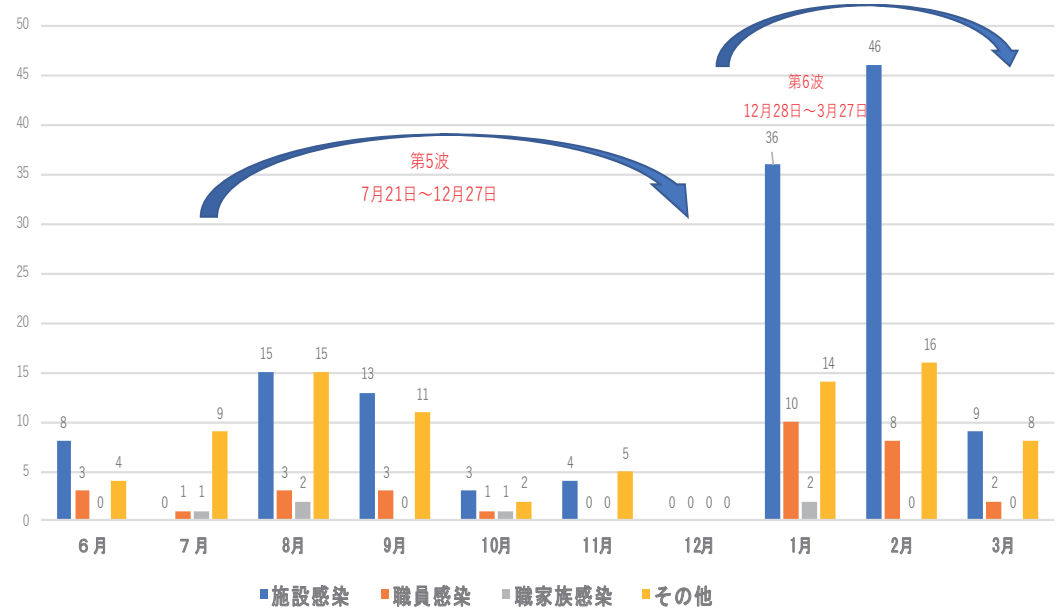

新型コロナウイルス感染防止対策相談窓口事業

令和3年6月～令和4年3月　事業実績

項目／月	電話相談				来所相談			訪問相談			計
	児童福祉施設等	障害福祉施設等	高齢者施設	その他	児童福祉施設等	障害福祉施設等	その他	児童福祉施設等	障害福祉施設等	その他	
6月	5	3	0	4	0	0	0	0	0	0	12
7月	3	3	1	4	0	0	0	0	1	0	12
8月	21	6	1	4	0	0	1	0	1	0	34
9月	12	10	0	4	0	0	0	0	0	0	26
10月	2	1	0	1	0	0	0	1	0	0	5
11月	1	4	0	2	0	0	0	0	1	0	8
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	43	9	1	7	0	0	0	0	0	0	60
2月	29	22	7	7	0	0	0	0	0	0	65
3月	6	6	2	2	0	0	0	1	0	1	18
小計	122	64	12	35	0	0	1	2	3	1	240
合計	233				1			6			

電話相談内容				計
施設内の感染防止対策	職員の感染防止対策	職員の家族等の感染防止対策	その他	
8	3	0	4	15
0	1	1	9	11
15	3	2	15	35
13	3	0	11	27
3	1	1	2	7
4	0	0	5	9
0	0	0	0	0
36	10	2	14	62
46	8	0	16	70
9	2	0	8	19
134	31	6	84	255

令和3年6月～令和4年3月

新型コロナウイルス感染防止対策
相談窓口事業報告

新型コロナウイルス感染防止対策相談窓口事業

目的：児童福祉施設等における感染症対応力を底上げしつつ、継続的なサービス提供が可能となるよう、感染防止対策に関する相談窓口を設置する

期間：令和2年8月5日～令和4年3月31日

受付時間：平日　9：00～17：00

対象：愛知県内に所在する児童福祉施設及び障害者福祉サービス施設・事務所等

対応方法：電話相談・来所相談・訪問相談

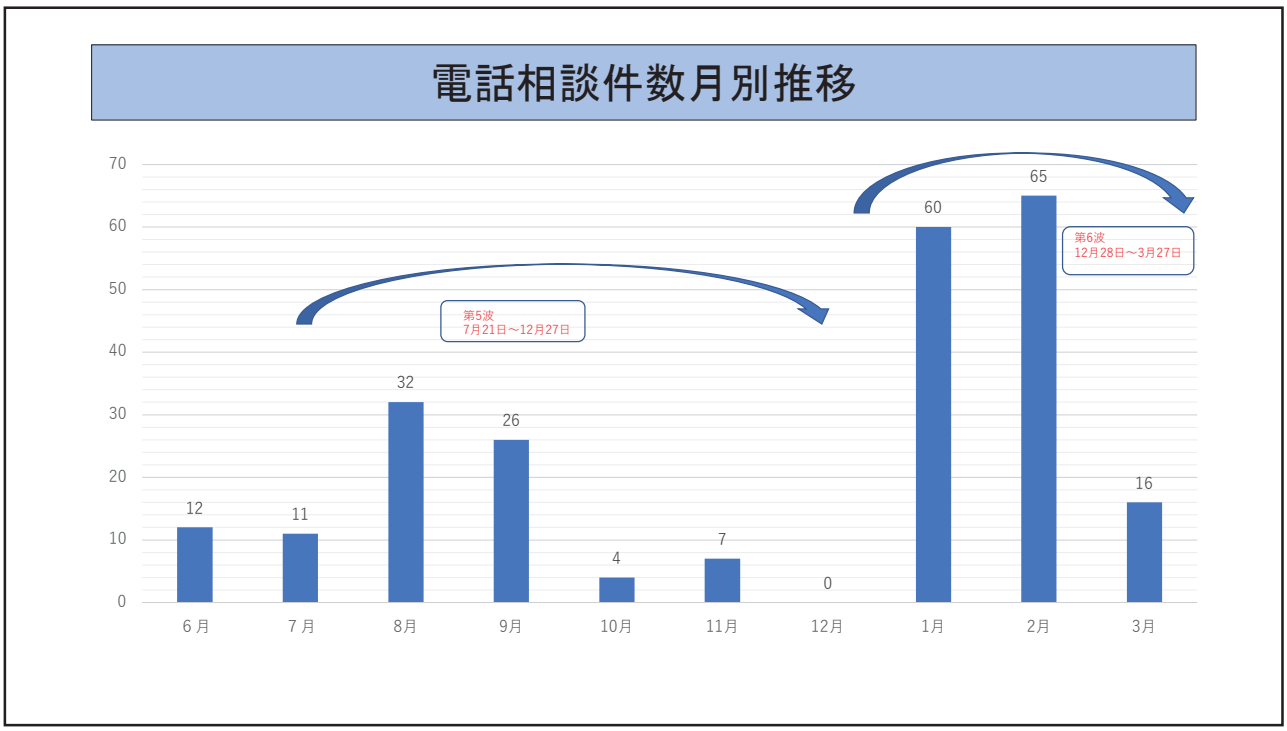
電話相談件数月別推移
70
60
50
40
30
20
10
0
12
11
32
26
4
7
0
60
65
16
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
第5波
7月21日～12月27日
第6波
12月28日～3月27日

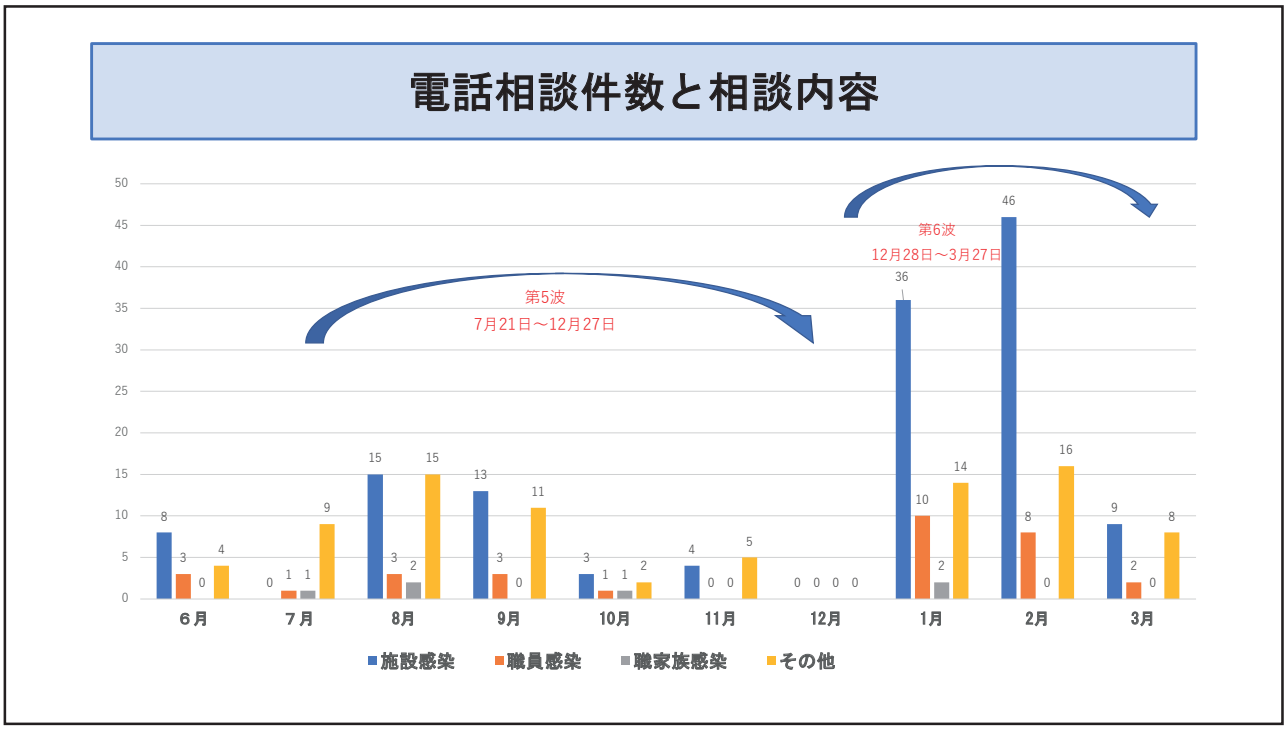
電話相談件数と相談内容
50
45
40
35
30
25
20
15
10
5
0
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
第5波
7月21日～12月27日
第6波
12月28日～3月27日
施設感染
職員感染
職家族感染
その他

電話相談　施設別割合

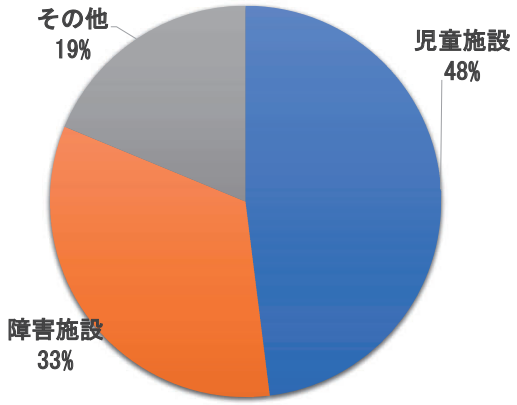

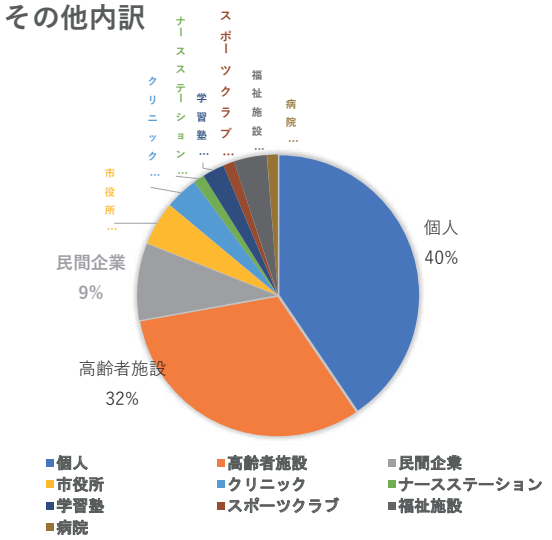

相談件数と施設別の結果

- オミクロン株に変異し小児の感染者数が増加したことと関連して、第５波からは児童福祉施設からの相談件数が急増した
- 感染の波が過ぎ、感染者が減少すると相談者も激減した。令和3年12月は0件であった。
- 全体を通して児童福祉施設からの相談が5割を占めた。同施設から複数回の相談もあり、相談内容も、その時困った案件や、感染対策の確認、行政の動向に伴う疑問点など多岐にわたることから、本事業が気軽に相談できる窓口になったといえる。
- 高齢者福祉施設からの相談内容から、多くの施設が認知症などの方の感染対策に非常に苦慮されていることを痛感した。

・福祉施設のみでなく、民間企業・病院・クリニック・訪問看護ステーションからの相談も受けた。

- 第５波では一般の市民からの不安の訴えや相談が増えた。これは感染者数の激増により保健所での対応が逼迫したことに関連していると考える。

電話相談　職種別割合

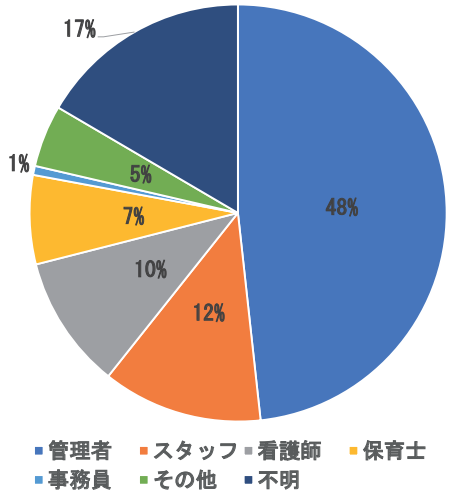

相談者は管理経営的な面で施設の管理者（保育園長・障害施設長）からの相談が52%であった。

・次いで施設内の看護師・スタッフ保育士が占めていた。

・第５・６波からは児童福祉施設の保育士や児童の保護者など一般者からの相談も急増した。

・その他の職種として、施設内で従事している調理師・保健師相談員・清掃業者・ヘルパーからの相談もあった。

電話相談　地域別割合

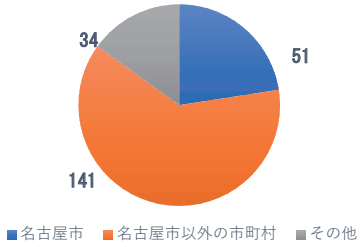

名古屋市内の件数は全体で23%（51件）南区・緑区が多かった。
名古屋市を除く愛知県内は141件で、10件以上と多かったのは春日井、豊橋、岡崎、の順であった。相談件数は感染者数に比例していた。
また、携帯電話での相談も多く、施設名を伏せての相談は地域を特定できなかった。

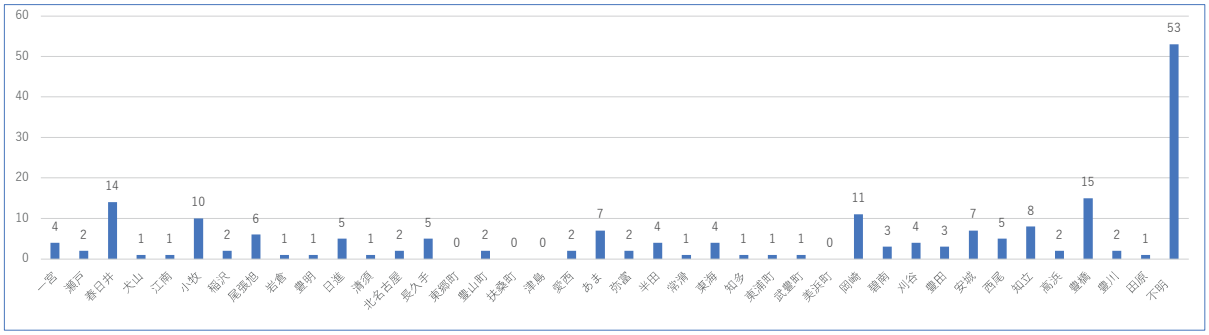

電話相談内容（1）

カテゴリー	内容
施設内の感染防止策について	施設での具体的な感染対策方法について
	現状の感染対策の再確認と承認
	マニュアル作成についての承認とアドバイス
	消毒方法と消毒薬・手洗いについて（おもちゃ、遊具・寝具も含）
	ゾーニングの方法について
	小児のマスク着用に関して
	閉鎖や休園の可否
	催し物など行事の開催について
	利用者が陽性者や濃厚接触者になった場合の対処について
	待機期間終了後入所される場合の準備について
	園児発熱後の登園について
	家庭内感染後の施設利用時期について
	濃厚接触者に濃厚接触した場合の対応と考え方について

電話相談内容（2）

カテゴリー	内容
職員の感染防止策について	発熱時の対応と出勤の目安について
	陽性・陰性・濃厚接触者だった時の対応について
	職員に対するPCR検査について
	職員の検査結果が出るまでの対応について
	職員が陽性の場合施設の休園など運営について
	濃厚接触者の定義や期間の確認
職員の家族等の感染防止策について	家族が陽性者や濃厚接触者だった時の勤務や対応について
	家族の勤務先で陽性者が出た場合の対応
	家族が発熱した場合の職員の勤務について
	職員の子供が通う先で陽性者や濃厚接触者がでた場合の対応
	職員の家族が陽性者の対応をしている場合の施設での対応

電話相談内容（3）

カテゴリー	内容
その他	コロナウイルス情報の提供について
	利用者の発熱時の対応と受入れの目安について
	利用者の家族が陽性者や濃厚接触者になった場合の受入れや対応、感染対策について
	まん延防止時の民生委員の研修について意見が聞き入れられない
	児童、保護者のイベント開催のアドバイスについて
	PCR検査、キットについての質問
	施設内で作成中のマニュアルについての質問
	利用者や職員ではない家庭内の感染状況の疑問点
	感染者、濃厚接触者の判定基準と待期期間について
	エッセンシャルワーカーの待機期間について
	助成金について

電話相談件数と相談内容・結果

- 第5波（7月21日～12月27日）当初は保健所業務逼迫の影響か、個人でのPCR検査の可否についての相談内容であった。
- 第6波（12月28日～3月27日）では、この間に濃厚接触者の定義が変更となり、市町村によっては保健所が濃厚接触者の特定をしないとするなど、考え方や定義についての回答を求める相談に変化した。変更内容などの情報が多岐にわたり混乱を招いたのではないかと推測する。
- 相談内容は、児童福祉施設・障害福祉施設で大差なかった。
- 相談内容は、施設内の感染防止策についてが大半であり、中でも、利用者が陽性者や濃厚接触者になった場合の具体的な感染対策方法について困っていた。
- 職員や職員家族に関しての相談は、陽性者・濃厚接触者の待機期間や出勤の可否についてであった。
- その他ではPCR検査に対する質問や、まん延防止策解除後のイベント開催や通常生活に戻すタイミングについてなどであった。

訪問相談

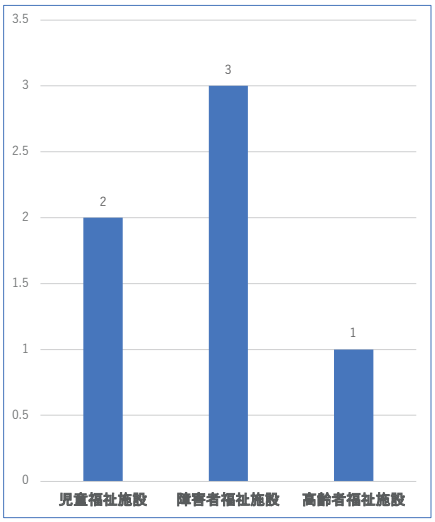

・訪問相談は令和3年6月から令和4年3月末の期間では6件であった。

・依頼施設で陽性者は発生していないが、今後、医療の逼迫などにより利用者が陽性になっても入院できない場合を想定し、感染対策の具体的な方法などの指導を希望するものであった。

・指導内容は、ゾーニングのアドバイスに加え、施設特有の環境を考えた具体的な対応であった。

・PPE着脱のデモンストレーションを希望され、実施した施設が1件あった。

まとめ

- 相談施設は名古屋市内51件(23%）、名古屋市外141件（62%）であった。
- 愛知県発表の感染者の数・発症地域と相談施設とは相関していた。
- 相談施設のほとんどは、医療関係者が不在であった。
- 医療従事者が在籍していない施設では、抱える問題や改善点に加えて感染対策についての不安を強く感じていた。
- 感染対策についての相談内容は、アドバイスのみでなく、現在行っている対策がこれでよいのかを確認するものが多く、当相談窓口で看護師からの助言や承認を得ることで、感染対策に自信を持ち、不安軽減につながったと考える。
- 濃厚接触者の待機期間が変更されたことに伴い、期間の確認や濃厚接触者の考え方などの質問が増加した。
- 保健所業務の逼迫に伴い、濃厚接触者の判定などの相談件数も増加した。
- 若年者層への感染拡大と家庭内感染の増加に伴って保育園、幼稚園などからの相談件数が増えた。
- 相談窓口事業は、医療従事者がいない施設において感染対策をする上で、相談できる場所として認識し活用され、情報と安心感を提供する役割を果たすことができた。

（福祉局）①児童福祉施設及び障害福祉サービス施設・事業所等　新型コロナウイルス感染防止対策相談窓口事業
②児童養護施設等において濃厚接触者が発生した場合の看護師の派遣　事業

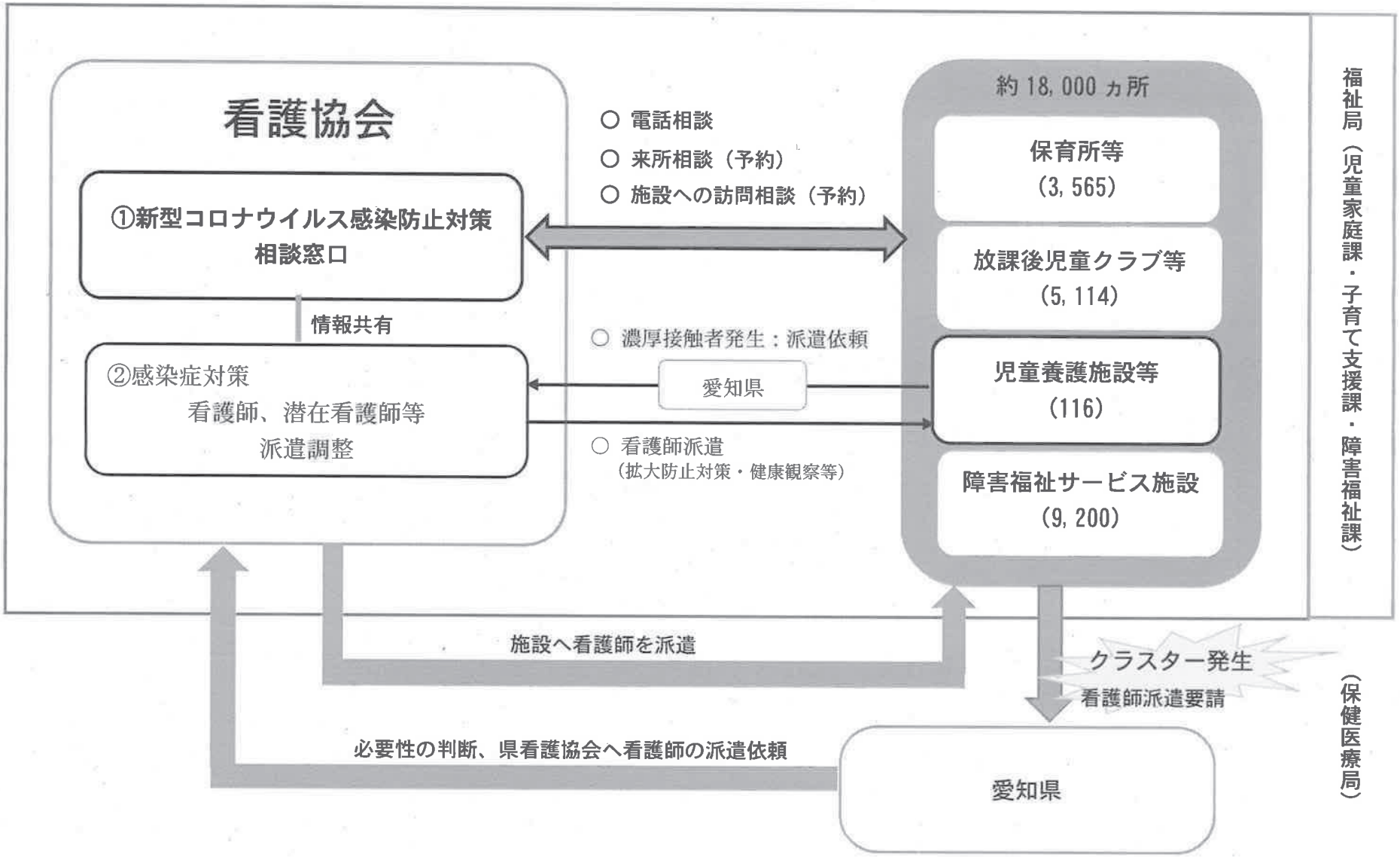

新型コロナウイルス感染防止対策相談窓口事業　対象施設

区分		対象施設
児童福祉施設等 （約 8,800 施設）	保育所等	保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業所、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の２に基づく届出を行っている認可外保育施設、児童厚生施設
	放課後児童健全育成事業等	放課後児童健全育成事業、利用者支援事業、延長保育事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業　（ファミリー・サポート・センター）
	児童養護施設等	児童養護施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、乳児院、児童心理治療施設、婦人保護施設、婦人相談所、婦人相談所一時保護所（一時保護の委託先の施設を含む。）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童家庭支援センター、児童相談所、児童相談所一時保護所（一時保護の委託先の施設を含む。）
	子どもの生活・学習支援事業等	子どもの生活・学習支援事業、母子家庭等就業・自立支援センター
障害福祉サービス施設・事業所等 （約 9,000 施設）		生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

新型コロナウイルス感染症に関するQ＆A

【第2波～第5波】

NO	Q	A
1	利用者や職員が、発熱やコロナ様の症状がある場合はどう対応すべきか？	出勤や登園をさせず、かかりつけ医を受診を勧め、自宅待機し様子観察してもらう。息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合や、発熱や咳など比較的軽い症状でも4日以上続く場合は、最寄りの保健所や帰国者・接触者相談センターに相談する。
2	発熱後の登園や出勤についてどう対応すべきか？	解熱後（解熱剤を使用せず）24時間から72時間の経過を見て出勤や登園の許可を出している施設は様々である。発熱だけでなく、咳嗽や鼻汁などその他の症状も鑑み判断したほうがよい。 かかりつけ医の指示に従う。 厚労省子ども家庭局子育て支援課：保育所における感染拡大防止のための留意点について（第2報）令和2年5月14日
3	利用者や職員がコロナ陽性者になった場合どう対応すべきか？	保健所からの指導・助言あるのでその指示に従う。 例：所在地の保健所からコロナ陽性者に連絡が入り、現在の体調、診断までの経過、周囲に新型コロナウイルス感染症と診断を受けた方の有無、症状が出る2日前からの行動、会社や学校等への出勤・登校状況等の聞き取り調査が行われる。症状の重い方や重症化する恐れの高い方は入院治療を、症状がない又は軽症な場合には宿泊施設、もしくは自宅での療養となる。 感染性のある時期（発症日の2日前から）に出勤等があったと確認できた場合は、施設所在地保健所から施設に連絡がある。保健所からはコロナ陽性者の仕事内容、同僚等との接触の程度、体調不良者の有無、職場環境（座席の配置、換気状況、休憩室等の共有スペースの環境、周囲の感染対策）等の聴取があり、濃厚接触者の確認、健康観察や消毒等の指導をが行われる。
4	利用者や職員が濃厚接触者になった場合	保健所からの指導・助言あるのでその指示に従う No. ３参照
5	利用者や職員の家族がコロナ陽性者になった場合	保健所からの指導・助言あるのでその指示に従う。 No. ３参照
6	利用者や職員の家族が濃厚接触者になった場合どう対応すべきか？	管理者は利用者や職員の家族がどのように保健所から指導されているか確認する。(名古屋市は令和4年1月より濃厚接触者の追跡は実施されないので個別に判断が必要) 利用者や職員も健康観察を行い、発熱や他の症状がなければ登園や勤務は問題ない。（地域や施設によっては出勤停止のこともある） その家族がコロナ陽性の場合も鑑み、他の利用者や職員の健康観察も行う。 施設内の消毒を基準に沿って行う。
7	消毒はどのように行えばよいか？	○厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html 保育所における感染症対策ガイドライン（２０１８年改訂版）P68 ○次亜塩素酸について 参考：新型コロナウイルス対策ポスター「次亜塩素酸水を使ってモノの消毒をする場合の注意事項」

【第6波】

NO	Q	A
1	利用者や職員がコロナ陽性者になった場合は、どうしたらよいか？	保健所から指導・助言があるので、その指示に従ってください。 【参考】陽性者が出たら・・ ・所轄の保健所から陽性者に連絡が入り、現在の体調、診断までの経過、周囲に新型コロナウイルス感染症と診断を受けた人の有無、症状が出る2日前からの行動、会社や学校等への出勤・登校状況などの聞き取り調査が行われる。 ・症状が重い人や重症化する可能性が高い人は入院治療を、症状がない又は軽症な場合には宿泊施設、もしくは自宅での療養となる。 ・感染性のある時期（発症日の2日前から）に登園や出勤したことが確認された場合は、施設の所轄保健所から連絡がある。保健所からはコロナ陽性者の仕事内容、同僚等との接触の程度、体調不良者の有無、職場環境（座席の配置、換気状況、休憩室等の共有スペースの環境、周囲の感染対策）等についての聴取を受け、濃厚接触者の確認、健康観察や消毒方法の指導を受けることになる。
2	利用者や職員が濃厚接触者になった場合は、どうしたらよいか？	所轄の保健所から連絡、指導、助言があるのでその指示に従う。 名古屋市については、令和4年1月24日より、濃厚接触者の追跡調査は当面中止とし、各施設での対応となっている。 重症化のリスクがある高齢者施設等では、これまで通り濃厚接触者への調査や検査を続けている。また、症状が出た感染者の状態についても引き続き調査している。 政府から、令和4年3月17日からの「基本的対処方針」改訂が通知された。 ・オミクロオン株流行中、感染リスクが低い事業所では同僚の出勤の一律制限は行わない。 ・同居家族が感染し、濃厚接触者となった場合に、2日間にわたって検査で陰性だった場合に、5日目に待機を解除できる。
3	利用者や職員の家族がコロナ陽性者になった場合は、どうしたらよいか？	所轄の保健所から連絡、指導、助言があるのでその指示に従う。 【NO1参照】
4	利用者や職員の家族が濃厚接触者になった場合は、どうしたらよいか？	管理者は、利用者や職員の家族（当事者）が保健所から受けた指導内容を確認する。併せて、利用者や職員の健康観察を行い、発熱や他の症状がなければ登園や出勤に問題はない。ただし、地域や施設によっては出勤停止のところもあるので、その場合は従う。 その家族（当該者）がコロナ陽性の場合も想定し、他の利用者や職員の健康観察も行うことが大切です。また、施設内の消毒は基準に沿って行う。
5	濃厚接触者の定義と待機期間の考え方を教えてほしい。	令和4年1月29日より自宅待機期間が変更になった。 ・感染者と最終接触した日を0として、翌日から7日間は不要不急の外出自粛する。 ・更に3月17日より、同居する家族が感染して濃厚接触者となった際には、2日にわたり検査で陰性だった場合に、5日目で待機を解除でき、医療機関や高齢者施設、保育所、幼稚園、小学校の職員らは毎日検査し、陰性を確認することで業務ができると変更された。 ＊定義 陽性者（無症状者を含む）の感染可能期間に以下の接触があった場合 ・陽性者の同居 ・陽性者と長時間の接触 ・適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、介護していた ・陽性者の気道分泌液や体液などの汚染物質に直接触れた可能性が高い人との接触 ・感染防止対策（お互いマスク着用等）なしに陽性者と1m以内で15分以上接触があった

NO	Q	A
6	施設内で感染者や濃厚接触者が発生した場合、施設の閉鎖期間は？	所轄の保健所から連絡、指導、助言があるのでその指示に従う。
7	施設でPCR検査を行った方がよいか？	法的な検査義務はない。濃厚接触者が発生した場合などは所轄の保健所に相談する。 PCR検査および抗原定性検査を無料で実施することができる。 （3月31日までは無料） 【参照】 興和PCR検査センター：詳細、予約についてhttps://www.go-main.jp/kowa/ 愛知PCR検査センター問い合わせ（コールセンター050-4560-1285）
8	保育園内での園児のマスク着用について、どうしたらよいか？	WHO（世界保健機関）は5歳以下の子供へのマスクはかならずしも必要ではないとしている。特に2歳未満の子供の着用は奨められないといわれている。 オミクロン株の特徴を踏まえた一時的な取扱いについては、下記Ｑ＆Ａの問24を参照 【参考】 ・厚労省子ども家庭局：保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html） ・保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（hoiku-kango.jp）
9	施設内の換気はどのようにしたらよいか？	1時間に1回、3～5分間、窓を開けて換気する。寒い時期などは、窓を全開する必要はない。空気が対流するように2か所同時に開けるようにするとよい。空気清浄機は換気の代わりにはならないので注意する。 【参考】 ・厚労省子ども家庭局：保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html） ・保育現場のための新型コロナウイルス感染症対応ガイドブック（hoiku-kango.jp）
10	消毒方法について教えてほしい ①園児が使用したおもちゃや粘土の消毒はどうしたらよいか？ ②施設内の食堂に設置しているアクリル板の清掃はどうしたらよいか？	①おもちゃの消毒は消毒液をふりかける(噴霧する）だけでは不十分で、消毒液で拭き上げることが必要である。 粘土は可能な限り個人別に用意し、使用前後の手洗いを厳守するようにする。 ②使用後はその都度確実に清潔を保つようにする。 一般に「次亜塩素酸ナトリウム」が有効といわれているが、市販の家庭用洗剤の主成分である「界面活性剤」も一部有効である。アルコールは白く変色する可能性があるので避けたほうが良い。 【参考】 厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku
11	緊急事態宣言の解除に伴い、運動会などのイベントに開催についての具体的な方法、注意事項は何か？	行政から提示される基準に沿って行動することが望ましい。具体的な方法は各施設の基準で判断し、開催する場合は通常の感染対策に充分気をつけるようにする。
12	利用者や職員からコロナ陽性者や濃厚接触者がでた場合の情報開示（保護者等への周知）はどうしたらよいか？	感染した子供等に対して、偏見が生じないよう、人権に配慮した対応が必要である。また、休園に際しては、子どもや保護者に過度の不安を生じさせないように新型コロナウイルス感染症についての正しい認識や感染症対策を含めた理解が深められる情報提供を行う。 【参考】厚労省子ども家庭局：保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて （https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html）

3 濃厚接触児受入施設等看護師派遣業務

1） 目的

保護者が新型コロナウイルス感染症にり患し入院が必要となったことにより、保護が必要となった児童（陰性確定され濃厚接触者と認定された児童）を県児童相談センター一時保護所で対処する際や、児童養護施設等に入所している児童が濃厚接触者となった際に、その児童やその施設に入所している児童が安心して生活することができるよう、適切な感染症対応の指導や児童の健康観察、必要に応じて医療機関との調整を担う看護師を派遣する。

2） 対象施設

県児童相談センター一時保護所 2 カ所、県内(名古屋市を除く)乳児院・児童養護施設・児童自立支援施設・児童心理治療施設・ファミリーホーム　　令和2年度 36 施設、令和2年度 37 施設

3） 期間

令和2年9月～令和4年3月 31 日

4） 事業内容

（1）派遣体制の構築

①対象施設のかかりつけ医・病院を確認し、考慮する。

②対象施設のかかりつけを鑑みて近隣（地区支部内）の会員施設複数を担当とし、事業の趣旨を伝え、その施設での事案発生時の対応を依頼した。

③事案発生時には、改めて派遣依頼するものとした。

（2）看護師の派遣依頼

対象施設に看護師派遣の必要が生じた場合に、派遣依頼を行う。

（3）看護師の業務

①児童の健康観察または施設が行った健康観察状況の確認

②施設内の感染防止対策実施状況の確認

③必要に応じて保健所や医療機関との連絡調整又は連絡調整指示

5） 結果

派遣要請はなかった。

なお、 本事業は、令和4年3月 31 日をもって終了となった。

6） 資料

（1）濃厚接触児受入施設等看護師派遣業務　業務内容

（2）児童養護施設等への看護師派遣（スキーム）

（3）濃厚接触児受入施設等への看護師派遣フロー

（4）濃厚接触児受入施設等への看護師派遣　協会内フロー

（5）対象施設と看護師派遣担当施設一覧

（6）病院別担当施設一覧

濃厚接触児受入施設等看護師派遣業務　業務内容

１　業務内容

愛知県の各児童(･障害者)相談センター（以下「県児童相談センター」）が保護者の新型コロナウイルス感染症への罹患により入院等が必要となったことにより要保護児童となった児童（陰性確定され濃厚接触者と認定された児童）を県児童相談センター一時保護所において対処する際等に、適切な感染症対応の指導や当該児童の健康観察、必要に応じて医療機関との調整等を担う看護師を派遣する。

また、児童養護施設等（別表１に掲げる施設）に入所している児童が濃厚接触者となった場合においても、当該児童や当該施設に入所している児童が安心して生活することができるよう上記と同様の対応を行うため児童養護施設等に看護師を派遣する。

２　実施方法

（１） 看護師の派遣依頼

① 県児童相談センター一時保護所又は児童養護施設等で看護師派遣の必要が生じた場合は、県より看護師の派遣を依頼様がある。

② 派遣依頼に応じて、濃厚接触者となった児童の状況及び当該施設の状況等から派遣する看護師を決定し、県児童相談センター一時保護所又は児童養護施設等に看護師を派遣する。

③ 派遣する日数及び時間等は、派遣先施設と調整のうえ決定する。

④ 調整結果を県に報告する。

（２） 看護師の業務

①当該児童の健康観察又は施設が行った健康観察状況の確認

②施設内の感染症防止対策実施状況の確認

③必要に応じて保健所や医療機関との連絡調整又は連絡調整指示

（３） 対象施設

県児童相談センター一時保護所２か所、別表１に掲げる施設３７か所

３　事業実施体制

（１）担当者の設置

（２）派遣看護師の調整

派遣依頼に応じることができるよう看護師派遣体制を構築し、予め調整しておく

４　その他

派遣先施設での健康観察や関係機関との連絡等で必要な備品（体温計や電話器等）は、派遣先施設の備品を使用する。

別表１

派遣対象施設一覧(37 施設)

施設種別	施設名	所在地
乳　児　院 （4）	豊橋ひかり乳児院	豊橋市
	竜陽園	小牧市
	赤ちゃんの家さくらんぼ	犬山市
	ひよこハウス	岡崎市
児童養護施設 （２２）	豊橋平安寮	豊橋市
	豊橋若草育成園	豊橋市
	岡崎平和学園	岡崎市
	プティヴィラージュ	岡崎市
	子どもの家ともいき	一宮市
	照光愛育園	一宮市
	光輝寮	豊川市
	溢愛館	犬山市
	知多学園八波寮	常滑市
	知多学園松籟荘	常滑市
	八楽児童寮	新城市
	暁学園	東海市
	蒲生会大和荘	尾張旭市
	名古屋文化キンダーホルト	長久手市
	梅ヶ丘学園	豊田市
	中日青葉学園あおば館	日進市
	赤羽根学園	田原市
	風の色	知多群東浦町
	オリーブ	碧南市
	なかよしこよし	安城市
	宇宙（そら）	一宮市
	あいさんテラス	津島市
児童自立支援施設（1）	愛知学園	春日井市
児童心理治療施設（2）	ならわ学園	半田市
	中日青葉学園わかば館	日進市
ファミリーホーム（8）	わたしん家	常滑市
	和みの家	あま市
	わが家	大府市
	くらちゃんハウス	東海市
	Ｈａｐｐｙ　Ｆａｍｉｌｙ	岡崎市
	ゆりちゃんハウス	知多郡美浜町
	おぅるの家	春日井市
	ファミリーホームケチャップハウス	海部郡大治町

児童養護施設等への看護師派遣

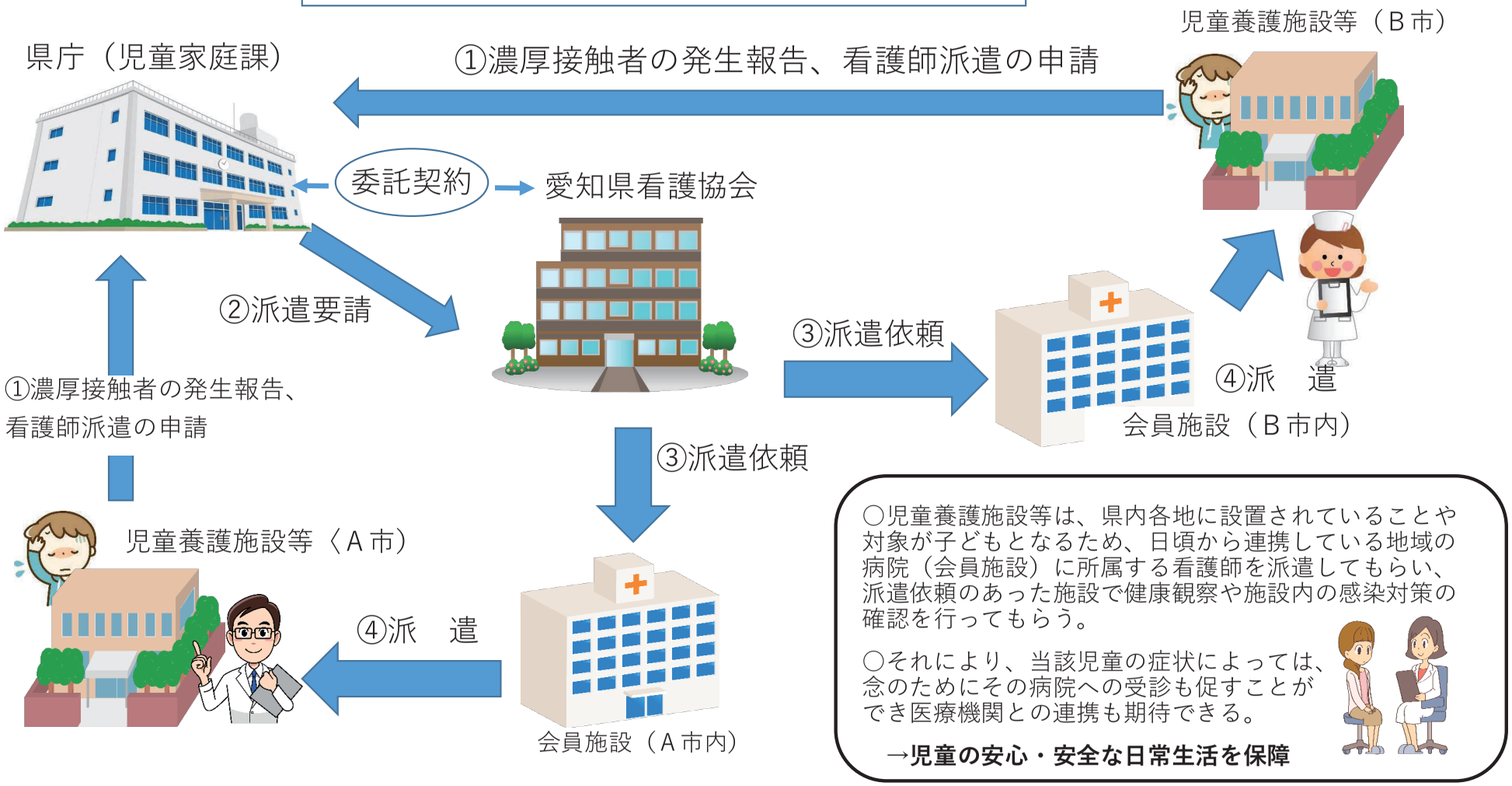

○児童養護施設等は、県内各地に設置されていることや対象が子どもとなるため、日頃から連携している地域の病院（会員施設）に所属する看護師を派遣してもらい、派遣依頼のあった施設で健康観察や施設内の感染対策の確認を行ってもらう。

○それにより、当該児童の症状によっては、念のためにその病院への受診も促すことができ医療機関との連携も期待できる。

→児童の安心・安全な日常生活を保障

濃厚接触児受け入れ施設等への看護師派遣のフロー

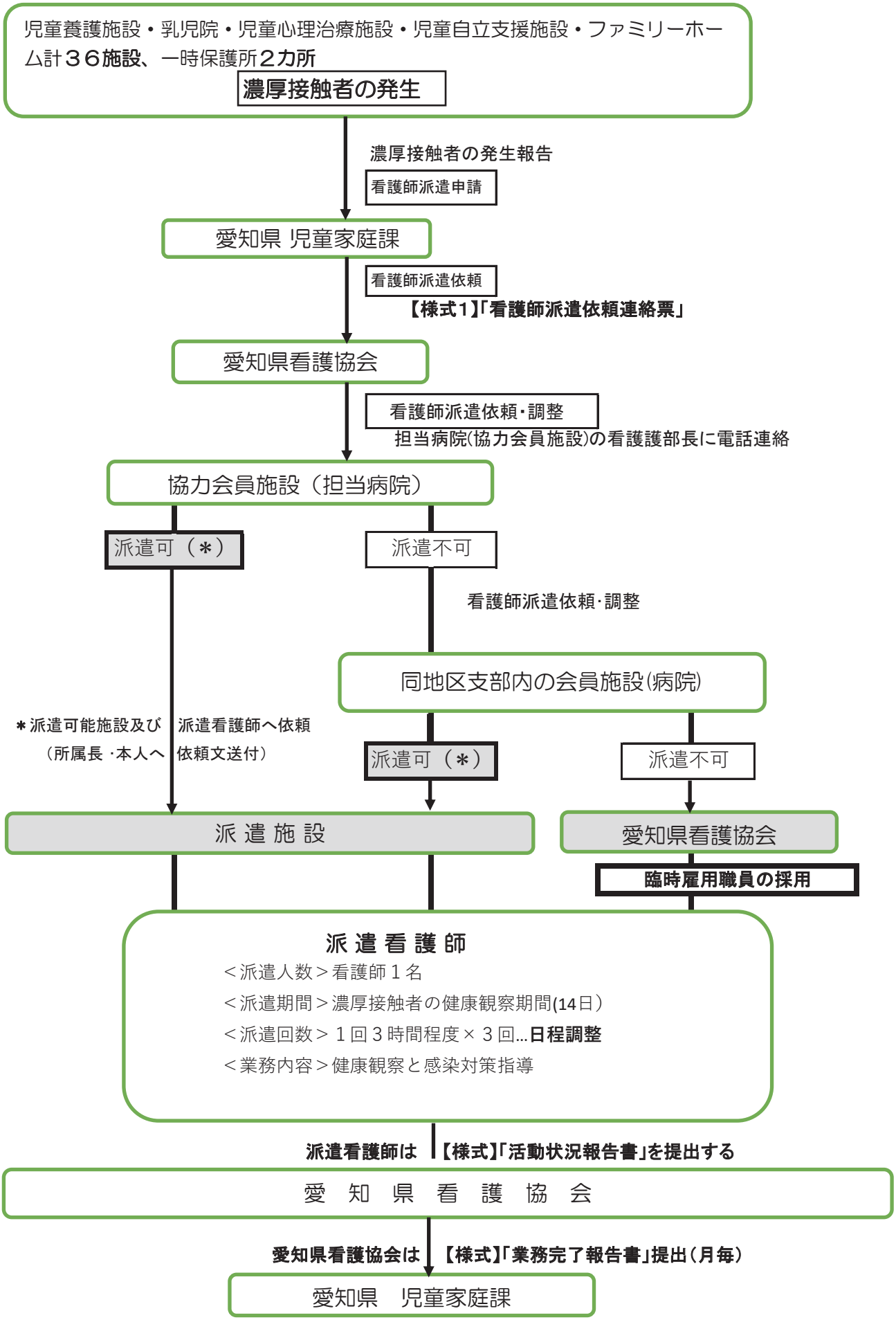

濃厚接触児受け入れ施設等への看護師派遣のフロー

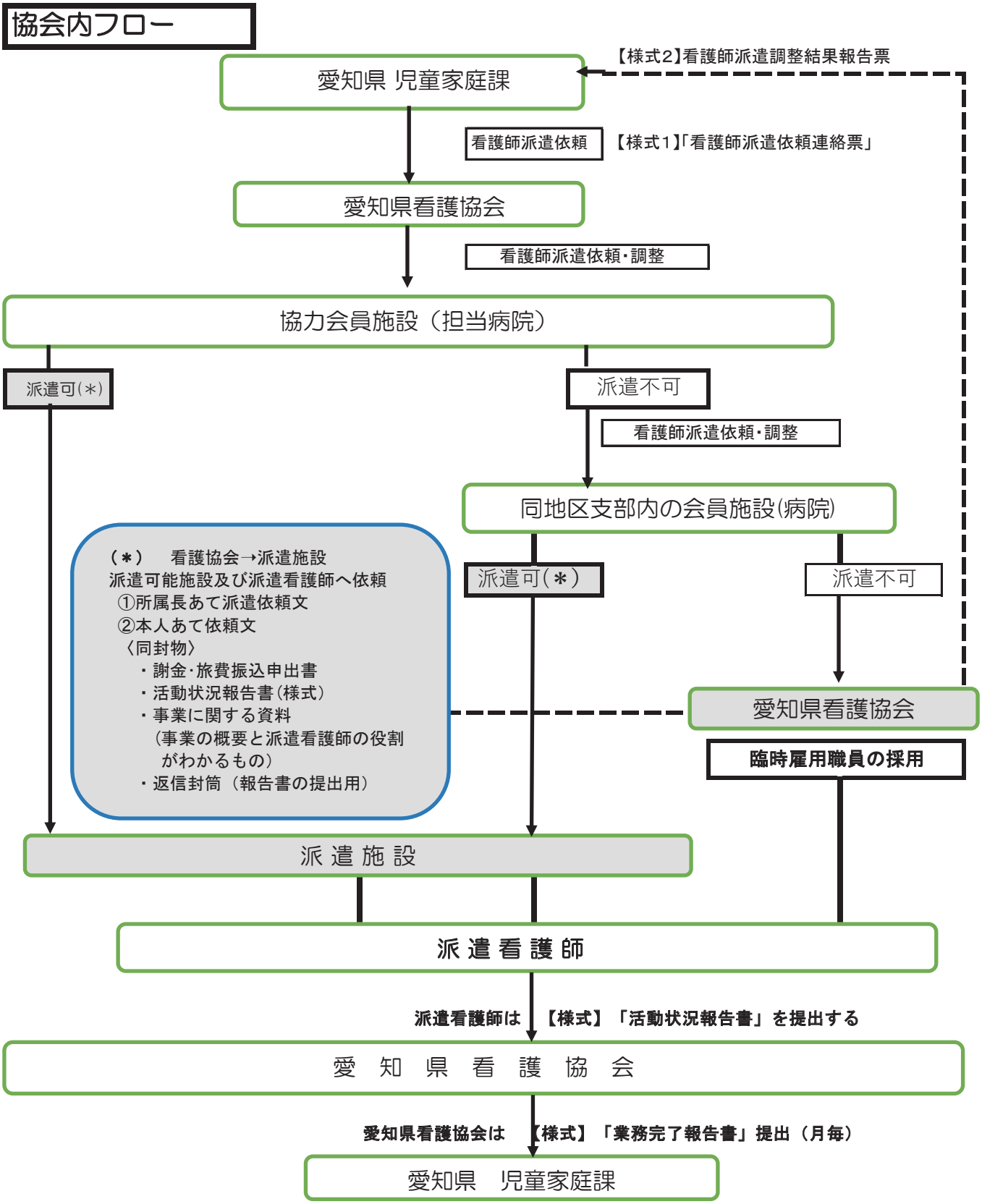

濃厚接触児受入施設等看護師派遣事業　対象施設と看護師派遣担当施設一覧

地区支部	対象施設(37施設)			看護師派遣施設	
	施設種別	施設名	所在地	病院名	病院名
海部	児童養護施設	あいさんテラス	津島市	津島市民病院	海南病院
	ファミリーホーム	和みの家	あま市	あま市民病院	津島市民病院
	ファミリーホーム	ファミリーホームケチャップハウス	海部郡大治町	海南病院	あま市民病院
尾張西部	児童養護施設	子どもの家ともいき	一宮市	稲沢市民病院	一宮市立市民病院
	児童養護施設	照光愛育園	一宮市	総合大雄会病院	一宮市立市民病院
	児童養護施設	宇宙	一宮市	一宮西病院	一宮市立市民病院
尾張北部	児童自立支援施設	愛知学園	春日井市	春日井市民病院	名古屋徳洲会総合病院
	乳児院	竜陽園	小牧市	小牧市民病院	さくら総合病院
	乳児院	赤ちゃんの家さくらんぼ	犬山市	JA愛知県厚生連江南厚生病院	さくら総合病院
	児童養護施設	溢愛館	犬山市	総合犬山中央病院	JA愛知厚生連江南厚生病院
	ファミリーホーム	おぅるの家	春日井市	東海記念病院	春日井市民病院
尾張東部	児童養護施設	蒲生会大和荘	尾張旭市	公立陶生病院	愛知医科大学病院
	児童養護施設	名古屋文化キンダーホルト	長久手市	愛知医科大学病院	公立陶生病院
	児童養護施設	中日青葉学園あおば館	日進市	日進おりど病院	愛知医科大学病院
	児童心理治療施設	中日青葉わかば館	日進市	日進おりど病院	愛知医科大学病院
知多半島	児童養護施設	知多学園八波寮	常滑市	常滑市民病院	半田市立半田病院
	児童養護施設	知多学園松籟荘	常滑市	常滑市民病院	半田市立半田病院
	児童養護施設	暁学園	東海市	公立西知多総合病院	あいち小児保健医療総合センター
	児童養護施設	風の色	知多郡東浦町	半田市立半田病院	知多厚生病院
	児童心理治療施設	ならわ学園	半田市	半田市立半田病院	常滑市民病院
	ファミリーホーム	わたしん家	常滑市	知多厚生病院	常滑市民病院
	ファミリーホーム	わが家	大府市	あいち小児保健医療総合センター	公立西知多総合病院
	ファミリーホーム	くらちゃんハウス	東海市	公立西知多総合病院	あいち小児保健医療総合センター
	ファミリーホーム	ゆりちゃんハウス	知多郡美浜町	知多厚生病院	常滑市民病院
西三河北部	児童養護施設	梅ケ丘学園	豊田市	豊田厚生病院	トヨタ記念病院
西三河南部西	児童養護施設	オリーブ	碧南市	碧南市民病院	小林記念病院
	児童養護施設	なかよしこよし	安城市	安城更生病院	八千代病院
西三河南部東	乳児院	ひよこハウス	岡崎市	岡崎市民病院	岡崎医療センター
	児童養護施設	岡崎平和学園	岡崎市	宇野病院	岡崎市民病院
	児童養護施設	プティヴィラージュ	岡崎市	宇野病院	岡崎市民病院
	ファミリーホーム	Happy Family	岡崎市	岡崎市民病院	岡崎医療センター
東三河	乳児院	豊橋ひかり乳児院	豊橋市	豊橋市民病院	蒲郡市民病院
	児童養護施設	豊橋平安寮	豊橋市	蒲郡市民病院	豊橋市民病院
	児童養護施設	豊橋若草育成園	豊橋市	成田記念病院	豊橋市民病院
	児童養護施設	光輝寮	豊川市	豊川市民病院	豊橋市民病院
	児童養護施設	八楽児童寮	新城市	新城市民病院	成田記念病院
	児童養護施設	赤羽根学園	田原市	渥美病院	豊橋市民病院

濃厚接触児受入施設等看護師派遣事業　病院別担当施設一覧

看護師派遣施設（案）			対象施設（派遣先）				
支部		病院名	施設1	施設2	施設3	施設4	施設5
海部	1	あま市民病院	ファミリーホーム 和みの家	ファミリーホーム ケチャップハウス			
	2	海南病院	児童養護施設 あいさんテラス	ファミリーホーム ケチャップハウス			
	3	津島市民病院	児童養護施設 あいさんテラス	ファミリーホーム 和みの家			
尾張西部	4	稲沢市民病院	児童養護施設 子どもの家ともいき				
	5	一宮市立市民病院	児童養護施設 宇宙	児童養護施設 子どもの家ともいき	児童養護施設 照光愛育園		
	6	一宮西病院	児童養護施設 宇宙				
	7	総合大雄会病院	児童養護施設 照光愛育園				
尾張北部	8	JA愛知県厚生連江南厚生病院	乳児院 赤ちゃんの家さくらんぼ	児童養護施設 溢愛館			
	9	さくら総合病院	乳児院 赤ちゃんの家さくらんぼ	乳児院 竜陽園			
	10	東海記念病院	ファミリーホーム おぅるの家				
	11	名古屋徳洲会総合病院	児童自立支援施設 愛知学園				
	12	春日井市民病院	児童自立支援施設 愛知学園	ファミリーホーム おぅるの家			
	13	小牧市民病院	乳児院 竜陽園				
	14	総合犬山中央病院	児童養護施設 溢愛館				
尾張東部	15	愛知医科大学病院	児童養護施設 名古屋文化キンダーホルト	児童養護施設 蒲生会大和荘	児童養護施設 中日青葉学園あおば館	児童心理治療施設 中日青葉わかば館	
	16	公立陶生病院	児童養護施設 蒲生会大和荘	児童養護施設 名古屋文化キンダーホルト			
	17	日進おりど病院	児童養護施設 中日青葉学園あおば館	児童心理治療施設 中日青葉わかば館			
知多半島	18	あいち小児保健医療総合センター	ファミリーホーム わが家	児童養護施設 暁学園	ファミリーホーム くらちゃんハウス		
	19	公立西知多総合病院	児童養護施設 暁学園	ファミリーホーム くらちゃんハウス	ファミリーホーム わが家		
	20	常滑市民病院	児童養護施設 知多学園八波寮	児童養護施設 知多学園松籟荘	ファミリーホーム わたしん家	ファミリーホーム ゆりちゃんハウス	児童心理治療施設 ならわ学園
	21	知多厚生病院	ファミリーホーム わたしん家	ファミリーホーム ゆりちゃんハウス	児童養護施設 風の色		
	22	半田市立半田病院	児童養護施設 風の色	児童心理治療施設 ならわ学園	児童養護施設 知多学園八波寮	児童養護施設 知多学園松籟荘	
西三河北部	23	トヨタ記念病院	児童養護施設 梅ケ丘学園				
	24	豊田厚生病院	児童養護施設 梅ケ丘学園				
西三河南部西	25	小林記念病院	児童養護施設 オリーブ				
	26	八千代病院	児童養護施設 なかよしこよし				
	27	安城更生病院	児童養護施設 なかよしこよし				
	28	碧南市民病院	児童養護施設 オリーブ				
西三河南部東	29	宇野病院	児童養護施設 岡崎平和学園	児童養護施設 プティヴィラージュ			
	30	岡崎医療センター	乳児院 ひよこハウス	ファミリーホーム Happy Family			
	31	岡崎市民病院	乳児院 ひよこハウス	ファミリーホーム Happy Family	児童養護施設 岡崎平和学園	児童養護施設 プティヴィラージュ	
東三河	32	蒲郡市民病院	児童養護施設 豊橋平安寮	乳児院 豊橋ひかり乳児院			
	33	成田記念病院	児童養護施設 豊橋若草育成園	児童養護施設 八楽児童寮			
	34	渥美病院	児童養護施設 赤羽根学園				
	35	新城市民病院	児童養護施設 八楽児童寮				
	36	豊橋市民病院	乳児院 豊橋ひかり乳児院	児童養護施設 豊橋平安寮	児童養護施設 豊橋若草育成園	児童養護施設 赤羽根学園	児童養護施設 光輝寮
	37	豊川市民病院	児童養護施設 光輝寮				

4 愛知県管内保健所電話対応業務への看護師派遣

1） 経緯

感染者数の急激な増加に伴い、保健所業務が逼迫する中、県民から引きも切らず入る電話に保健所職員では対応しきれない状況となった。また、県が契約する派遣会社も看護師の確保が困難で、保健所の求人数を満たすことができない状況であった。電話対応追われながらも対応できない状況が続くことで、県民サービス（ケア）不足と共に、保健所職員の疲弊も問題となった。

派遣業者で確保できない看護職員（看護師・保健師）を、当協会から派遣してほしいとの依頼があった。

2） 派遣先

愛知県管内保健所（11 保健所）

瀬戸保健所、春日井保健所、江南保健所、清須保健所、津島保健所、半田保健所、
知多保健所、衣浦東部保健所、西尾保健所、新城保健所、豊川保健所

3） 期間　令和 3 年9月 14 日（火）～10 月 31 日 （日）

4） 時間　午前9時から午後8時まで

二交代：午前9時から午後3時まで、午前2時から午後8時まで

5） 業務内容

（1）新型コロナウイルス感染症（新型コロナワクチン接種を含む）の電話相談に対応する。

①県民からの新型コロナウイルスに関する一般相談や受診相談等

②自宅療養患者等に対する健康相談

③県民からのワクチン接種に関する相談等

（2） (1)の他、相談対応に付随する業務（記録等）を行う

6） 調整と派遣

（1）募集

①愛知県ナースセンターを介して、協力の意思表示をした潜在看護師へ募集メールを送信した

②県内看護師等学校養成所長あてに、教員の協力について文書で依頼した

③看護学校協議会、保健師教育協議会あてにメールで協力依頼した

（2）調整

コーディネーターとしてプラチナナース 2 名を雇用した。

一日最大 80 名を上限とし、1 週間ごとに提示される各保健所の要請数に対して、可能な限り調整した。

（3）出務依頼

調整できた日程と場所（出務する保健所）を文書で通知した。

7)結果

(1)応募者数　　238 名 (潜在看護師 158 名、大学及び看護教員 80 名)

(2)調整結果

①保健所別調整結果(表 参照)

②要請数充足率及び潜在看護師と教員の割合(表 参照)

(3)勤務実績

①要請数・調整数及び勤務実績数(表 参照)

②潜在看護師と看護教員の割合(表 参照)

8)まとめ

派遣開始は 9 月 14 日(火)で、8 月 26 日の初回打合せからの準備期間は 18 日間であった。

初回打合せ直後から募集準備に取り掛かかり、愛知県ナースセンターとの協力手配、看護教員の協力を得るための手配を整え、迅速に募集することができた(募集期間 8 月 31 日～9 月 3 日)。結果、潜在看護師 158 名、大学及び看護教員 80 名、計 238 名の応募者を得た。

派遣第 1 週目は各保健所からの要請数が多いことに加え、調整期間が短かったことから、要請数の充足率は 20%～50%であった。9 月下旬から感染者数が急速に減少したため、保健所からの要請数も減少し、充足率も向上した。10 月中旬から要請数は 10 人未満となり充足率は 80%から 100%となった。

今回、派遣開始が 9 月で看護大学等が夏休み期間であることから、教員の協力が得られるかと考え依頼したところ、80 名の応募があり、延べ 135 名の教員に出務いただいた。潜在看護師は平日の出務を希望するため、看護教員は週末等休日の出務となった。また、業務内容(電話対応の内容)が複雑な上、怒りや苛立ちを抱えた相談者への対応であったため潜在看護師からは辞退の申し出がある状況となり、看護教員の方々に本務がある中で協力いただいたことに心から感謝する。

第 5 波の収束に伴い、10 月 31 日をもって、本事業は終了となった。

9)資料

(1)保健所電話対応事務看護師派遣事業スキーム

要請数充足率及び潜在看護師と教員の割合

月日	曜日	希望総人数（11HC総数）	調整人数（計）	充足率	内訳 潜在看護師		内訳 教員	
9月14日	（火）	74	21	28.4%	19	90.5%	2	9.5%
9月15日	（水）	74	19	25.7%	18	94.7%	1	5.3%
9月16日	（木）	74	21	28.4%	19	90.5%	2	9.5%
9月17日	（金）	74	26	35.1%	22	84.6%	4	15.4%
9月18日	（土）	73	35	47.9%	16	45.7%	19	54.3%
9月19日	（日）	73	39	53.4%	17	43.6%	22	56.4%
9月20日	（月・祝）	35	21	60.0%	11	52.4%	10	47.6%
9月21日	（火）	33	14	42.4%	13	92.9%	1	7.1%
9月22日	（水）	33	15	45.5%	14	93.3%	1	6.7%
9月23日	（木・祝）	35	26	74.3%	11	42.3%	15	57.7%
9月24日	（金）	33	19	57.6%	17	89.5%	2	10.5%
9月25日	（土）	35	18	51.4%	11	61.1%	7	38.9%
9月26日	（日）	35	23	65.7%	8	34.8%	15	65.2%
9月27日	（月）	29	11	37.9%	11	100.0%	0	0.0%
9月28日	（火）	29	9	31.0%	9	100.0%	0	0.0%
9月29日	（水）	34	9	26.5%	8	88.9%	1	11.1%
9月30日	（木）	27	10	37.0%	7	70.0%	3	30.0%
10月1日	（金）	36	12	33.3%	11	91.7%	1	8.3%
10月2日	（土）	37	14	37.8%	4	28.6%	10	71.4%
10月3日	（日）	35	14	40.0%	4	28.6%	10	71.4%
10月4日	（月）	14	7	50.0%	7	100.0%	0	0.0%
10月5日	（火）	17	9	52.9%	9	100.0%	0	0.0%
10月6日	（水）	16	8	50.0%	7	87.5%	1	12.5%
10月7日	（木）	14	10	71.4%	10	100.0%	0	0.0%
10月8日	（金）	18	14	77.8%	14	100.0%	0	0.0%
10月9日	（土）	15	7	46.7%	4	57.1%	3	42.9%
10月10日	（日）	15	8	53.3%	6	75.0%	2	25.0%
10月11日	（月）	5	3	60.0%	3	100.0%	0	0.0%
10月12日	（火）	5	4	80.0%	4	100.0%	0	0.0%
10月13日	（水）	5	4	80.0%	4	100.0%	0	0.0%
10月14日	（木）	5	4	80.0%	4	100.0%	0	0.0%
10月15日	（金）	5	3	60.0%	3	100.0%	0	0.0%
10月16日	（土）	7	6	85.7%	5	83.3%	1	16.7%
10月17日	（日）	7	6	85.7%	5	83.3%	1	16.7%
10月18日	（月）	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%
10月19日	（火）	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%
10月20日	（水）	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%
10月21日	（木）	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%
10月22日	（金）	3	3	100.0%	3	100.0%	0	0.0%
10月23日	（土）	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%
10月24日	（日）	3	3	100.0%	2	66.7%	1	33.3%
10月25日	（月）	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
10月26日	（火）	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
10月27日	（水）	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
10月28日	（木）	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
10月29日	（金）	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
10月30日	（土）	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%
10月31日	（日）	2	2	100.0%	2	100.0%	0	0.0%
計		1085	498	45.9%	363	72.9%	135	27.1%

潜在看護師と看護教員の割合

曜日	潜在看護師	看護教員	調整総数
月曜日	36	10	46
火曜日	58	3	61
水曜日	55	4	59
木曜日	55	20	75
金曜日	71	7	78
土曜日	44	40	84
日曜日	44	51	95

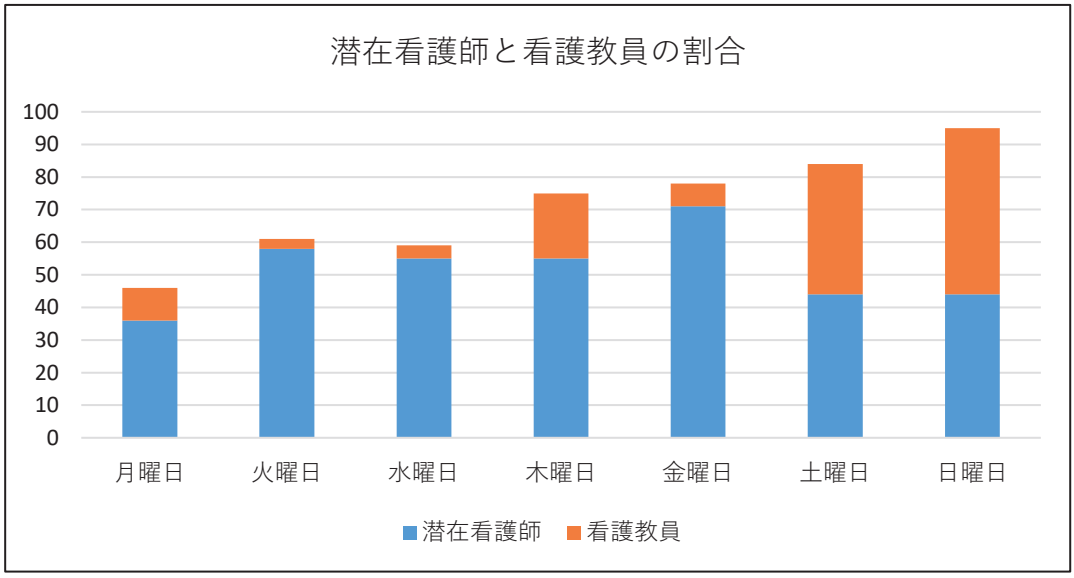
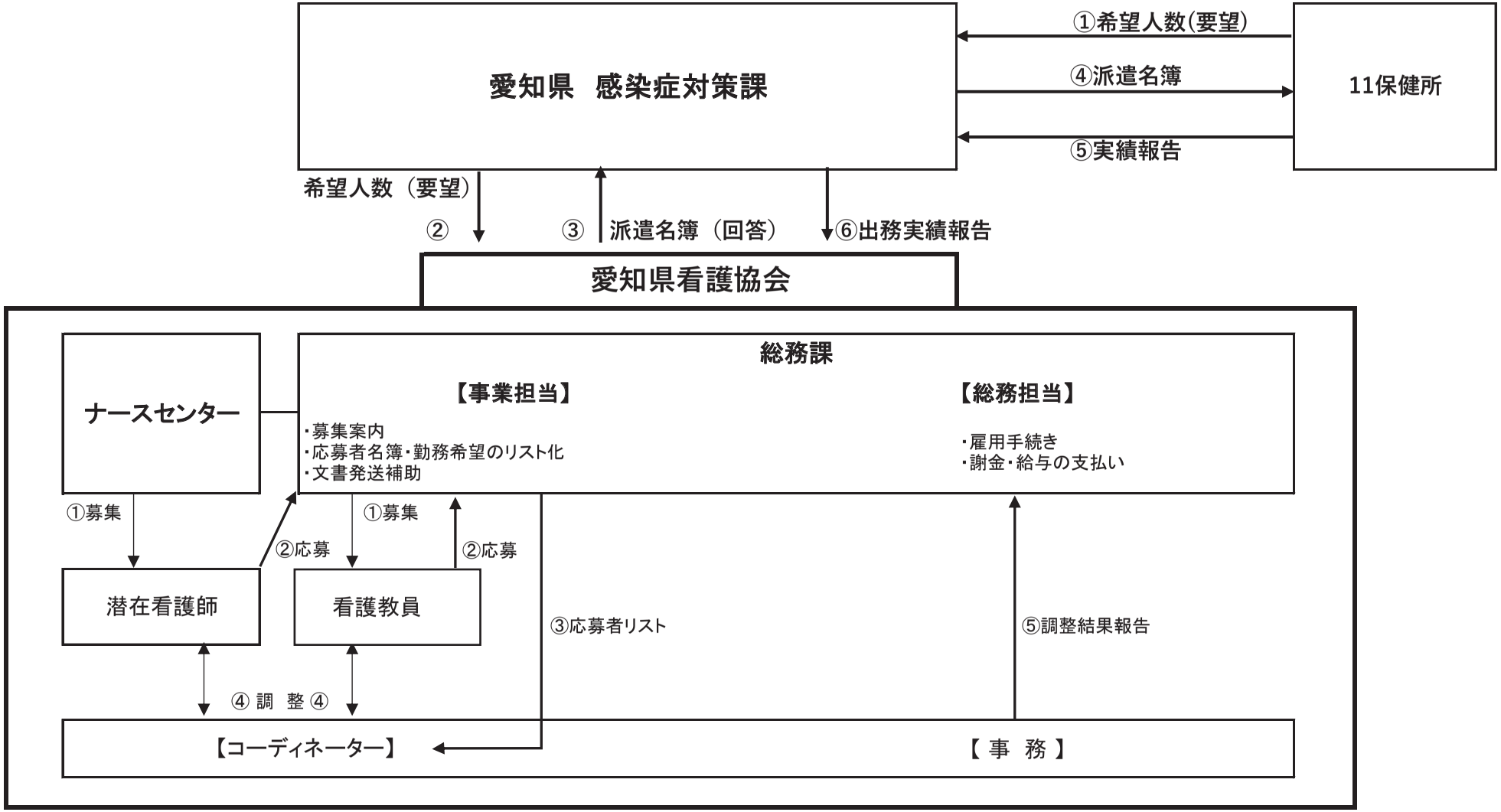
保健所電話対応業務 看護職派遣事業 スキーム